

地域公共交通施策に係る主な取組状況（前回会議以降）

番号	日時	項目	内容
1	10月21日（月）	JR西日本兵庫支社4団体合同要望会	播但線の協議会を代表して藤岡市長が出席し、要望書をJR西日本兵庫支社長に提出。他3団体との合同開催。
2	10月25日（金） 10月29日（火）	山東町区長会正副会長会 和田山町区長会役員会	令和7年4月からのデマンド型乗合交通（和田山・山東エリア）導入に向けて、乗降場所の確認作業や住民説明会の日程調整等を依頼した。 ※各区長への依頼に先立ち事前に説明及び依頼を行った。
3	11月5日（火） ～ 11月18日（月）	デマンド型乗合交通（和田山・山東エリア）各地区区長会説明会	令和7年4月からのデマンド型乗合交通（和田山・山東エリア）導入に向けて、乗降場所の確認作業や住民説明会の日程調整等を依頼した。
4	11月7日（木）	路線バス再編協議	今後の路線再編について、再編内容や時期について、全但バスと協議を行った。
5	11月8日（金） 12月6日（金）	デマンド型乗合交通 オペレーター会議	デマンド型乗合交通予約センターのオペレーターと予約実績等の報告及び業務改善に向けた意見交換、並びに和田山・山東エリアの運行開始に向けた業務の確認等を行った。
6	11月9日（土）	生野高校生とつくる朝来市公共交通 利用促進プロジェクト	生野高校で開催された「朝来市公共交通利用促進プロジェクト」に参加し、市の公共交通の現状等について説明すると共に参加者との意見交換を行った。
7	11月15日（金） 11月22日（金） 12月11日（金）	山東町民生委員児童委員協議会 和田山町民生委員児童委員協議会 生野町民生委員児童委員協議会	来年度分の「あこか」販売について、説明及び協力依頼を行った。 ※朝来町は12/19に実施予定。
8	11月19日（火） ～ 11月20日（水）	山陰本線・福知山線鉄道整備・利用 促進協議会 国土交通省への要望活動	山陰本線・福知山線鉄道整備・利用促進協議会において、国土交通省への要望活動を実施した。
9	12月2日（月）	第2回播但線鉄道整備・利用促進協議会 利用促進部会	今年度、第2回目となる部会を開催。各自治体等における今年度の利用促進施策の実施状況及び来年度の利用促進施策について報告・協議を行った。
10	12月3日（火）	朝来市但馬空港利用促進協議会 役員研修会	但馬空港⇄伊丹空港を利用した役員研修会を開催。役員と事務局の計7名参加。 JAL職員から、伊丹空港内の設備の説明を受けたあと、航空機整備場を視察した。

デマンド型乗合交通（生野エリア）運行状況

資料 2

1 生野エリア運行実績

月別	運行日数	延利用人数	実人数
4月	25日	519人	94人
5月	24日	546人	85人
6月	25日	597人	112人
7月	26日	676人	125人
8月	24日	590人	116人
9月	23日	554人	99人
10月	26日	686人	117人
11月	24日	667人	114人
4－11月	197日	4,835人	393人

利用目的(多い順)	
通院	1,509人 (31.2%)
買い物	924人 (19.1%)
通勤	773人 (16.0%)
観光	506人 (10.5%)
通学	111人 (2.3%)
その他	1,012人 (20.9%)

乗降場所(上位3か所)	
1位	生野駅西口
2位	ミニフレッシュ
3位	いくの喜楽苑

自宅登録(11月末現在)	
登録者	380人
利用者	137人

その他特筆事項

■1日当たり予約数 最大：4／23(火) 53人 最小：6／1(土) 2人

■曜日別予約数 多い日：火・金 少ない日：水・土

デマンド型乗合交通（朝来エリア）運行状況

2 朝来エリア運行実績

月別	運行日数	延利用人数	実人数
10月	26日	371人	52人
11月	24日	404人	59人
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
10—11月	50日	775人	69人

利用目的（多い順）	
買い物	318人 (41.0%)
通院	231人 (29.8%)
観光	12人 (1.5%)
通勤	2人 (0.3%)
通学	0人 (0.0%)
その他	212人 (27.4%)

乗降場所（上位3か所）	
1位	アルバ
2位	木村医院
3位	間島医院

自宅登録（11月末現在）	
登録者	147人
利用者	57人

その他特筆事項

■1日当たり予約数 最大：11／26（火）39人 最小：10／2（水）・10／19（土）5人

■曜日別予約数 多い日：火・金 少ない日：水・土

朝来市デマンド型乗合交通 に関するアンケート調査

調査結果

(令和6年7月実施)

1. 調査の概要

目的	朝来市デマンド型乗合交通（生野エリア）の試験運行開始から3か月経過し、今後のより良い運行に繋げるために、6月末現在で、朝来市デマンド型乗合交通の自宅登録がある方、又は、自宅登録はないが利用したことがある市民を対象にアンケートを実施した。		
調査方法	配布：対象者へ郵送 回収：郵送回収 期間：7月1日（月）～7月19日（金）		
配布数	358枚	回答数	248名（回収率：69.2%）

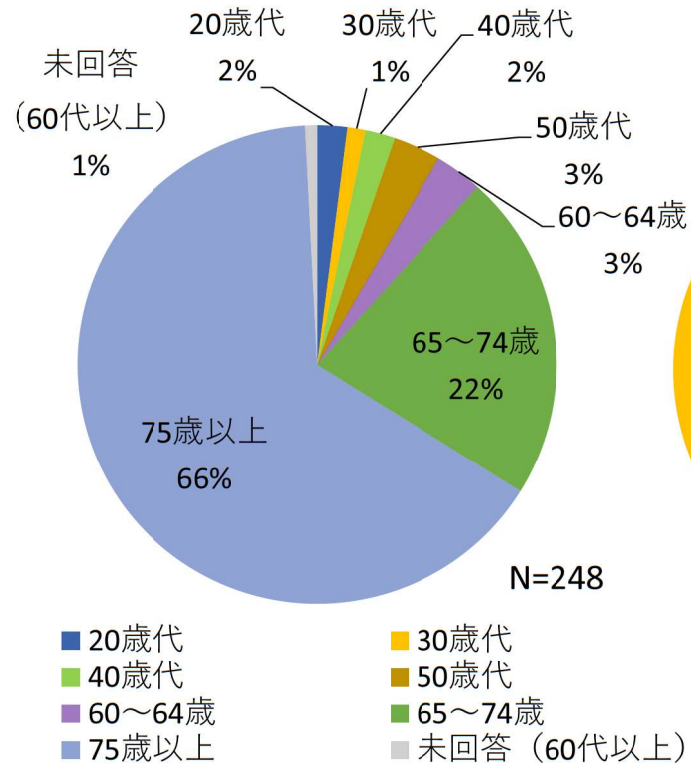
【年代別 配布数・回答数】

年代	配布数	回答数	年代	配布数	回答数
19歳以下	2	0	60～64歳	13	8
20代	6	5	65～74歳	78	55
30代	6	3	75歳以上	205	162
40代	9	5	不明	21	2
50代	18	8	合計	358	248

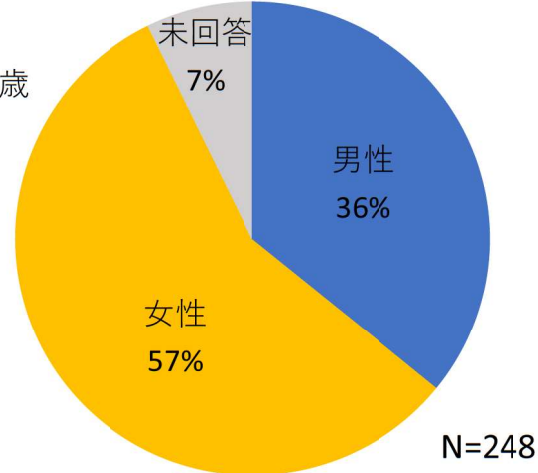
・今回の調査対象者（自宅登録者又は市内利用者）の約8割は65歳以上。

2. 回答者の属性

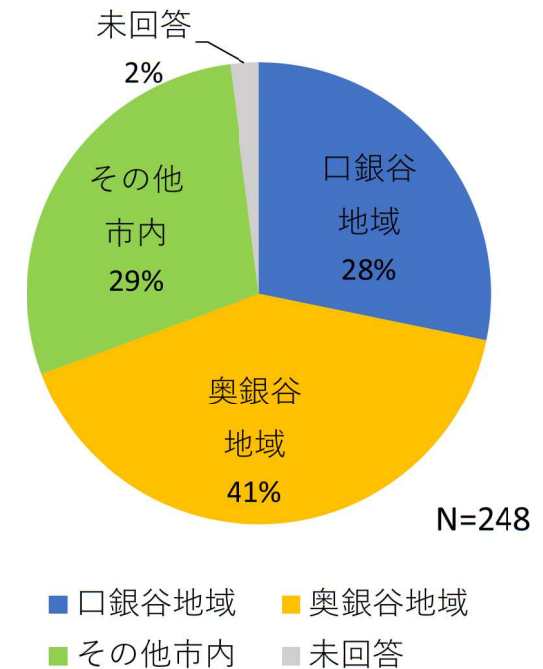
【年代】



【性別】



【地域】

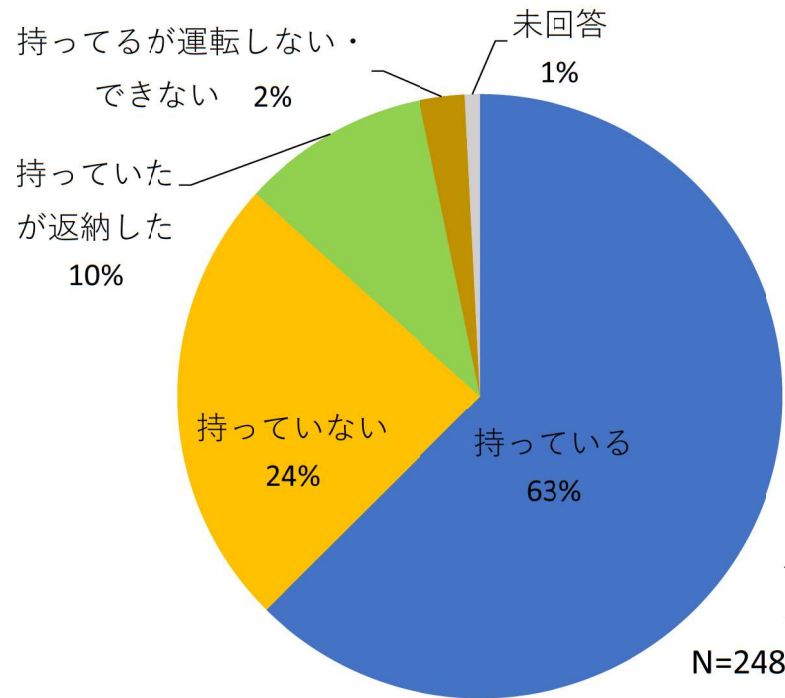


- ・ 回答者の 22% は「65歳～74歳」、66% が「75歳以上」で、約 9 割が 65 歳以上。
- ・ 年齢及び性別は本アンケート調査の配布対象者の属性と概ね同割合であった。

→ 地域について、後の回答結果から推測すると「その他市内」と回答した方の中には生野地域（口銀谷・奥銀谷）の方も一定数あると考えられる。

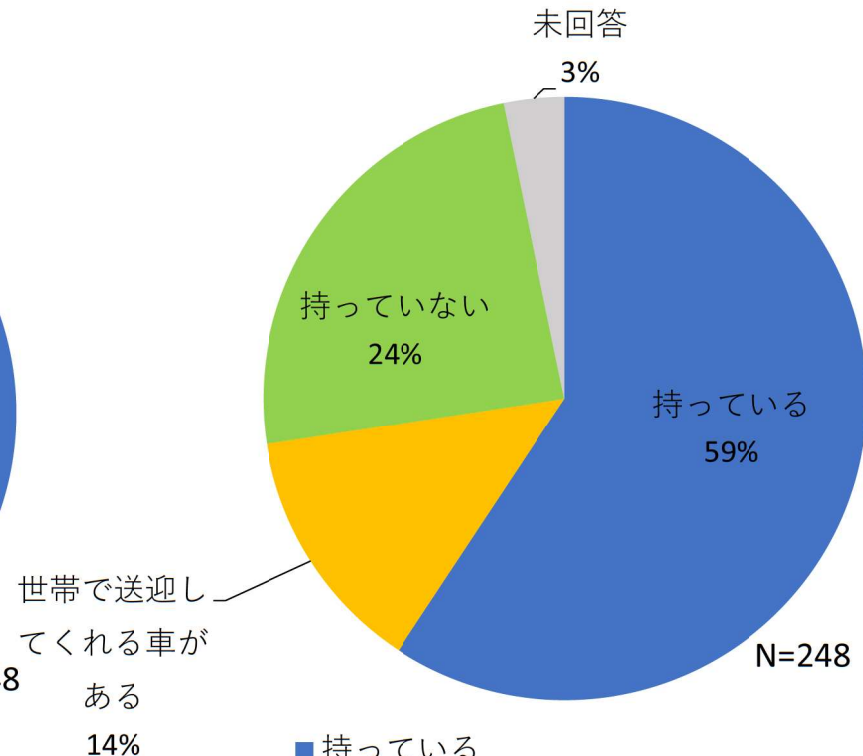
3. 運転免許・自動車の所有

【自動車免許の保有状況】



■ 持っている
■ 持っていない
■ 持っていたが返納した
■ 持ってるが運転しない・できない
■ 未回答

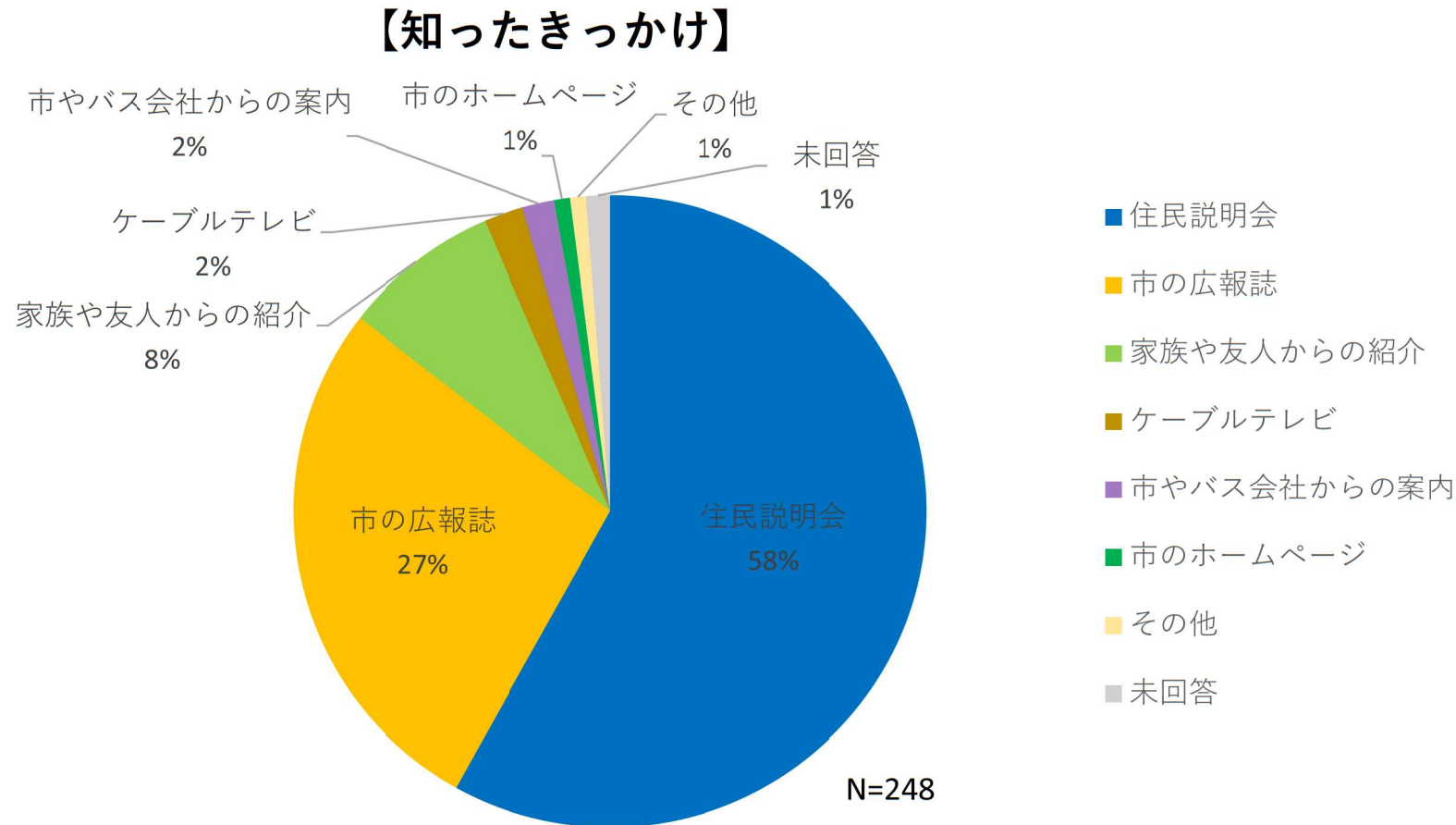
【自動車の保有状況】



■ 持っている
■ 世帯で送迎してくれる車がある
■ 持っていない
■ 未回答

- ・ 自動車免許を「持っている」が63%、自動車免許を「持っていない（返納含む）」は34%。
- ・ 自動車を「持っている（世帯で送迎してくれ車含む）」が73%、自動車を「持っていない」は24%。

4. デマンド型乗合交通を知ったきっかけ



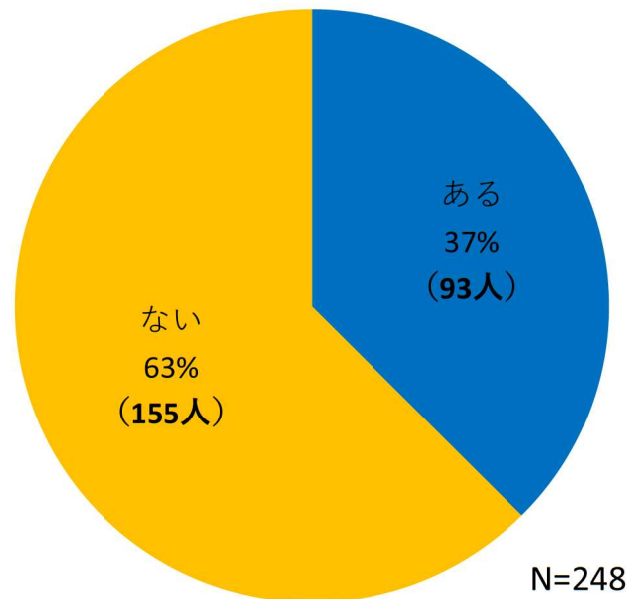
- ・「住民説明会」が58%、「市の広報誌」が27%と大部分を占めている。
- ・「市のホームページ」や「ケーブルテレビ」からの情報は3%程度。



- ・周知方法として住民説明会や広報誌が果たす役割は大きく、より分かりやすい説明が重要。
- ・市ホームページやケーブルテレビによる情報発信も強化していく必要がある。

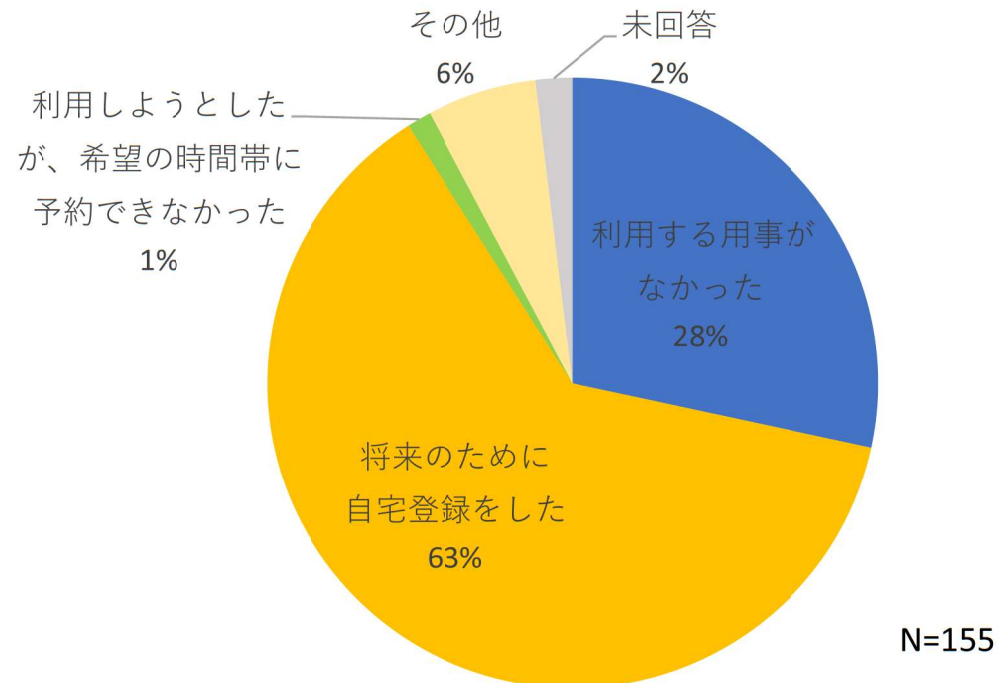
5. 利用の有無①

【利用の有無】



■ ある ■ ない

＜利用しなかった理由＞



■ 利用する用事がなかった（今後利用する予定）
■ 現在は別の移動手段があるが、将来（免許返納後を含む）のために自宅登録をした
■ 利用しようとしたが、希望の時間帯に予約できなかった
■ その他
■ 未回答

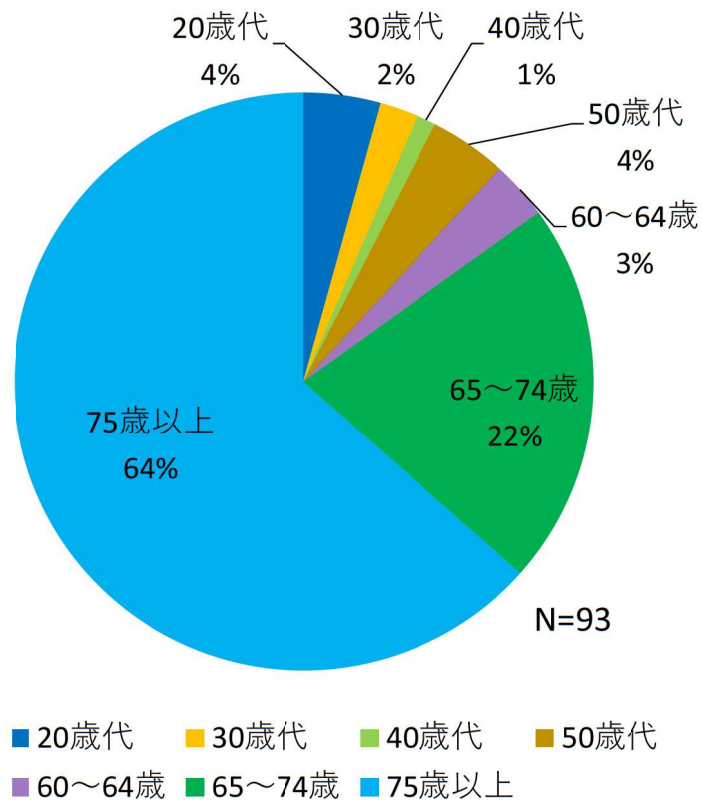
- ・ 利用したことが「ある」は37%であり、63%は利用したことがない。
- ・ 利用しなかった理由の91%は「用事がなかった」又は「将来のための自宅登録」であった。



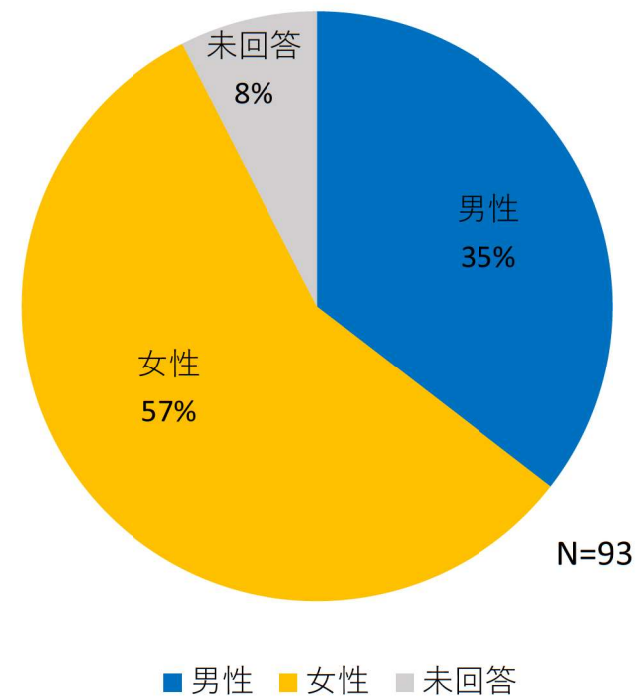
・ 将来的には、さらなる利用者の増加が見込まれる。

5. 利用の有無②(利用者属性)

【利用者年代】



【利用者性別】



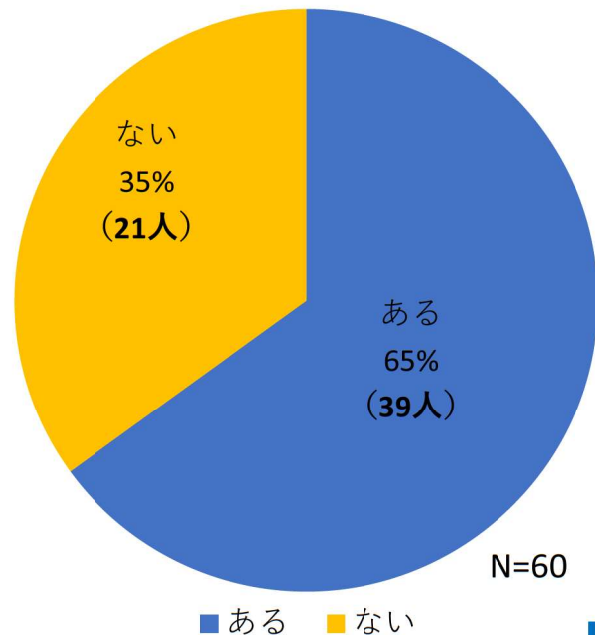
・利用者の22%は「65歳～74歳」、64%が「75歳以上」で、65歳以上が約9割を占める。



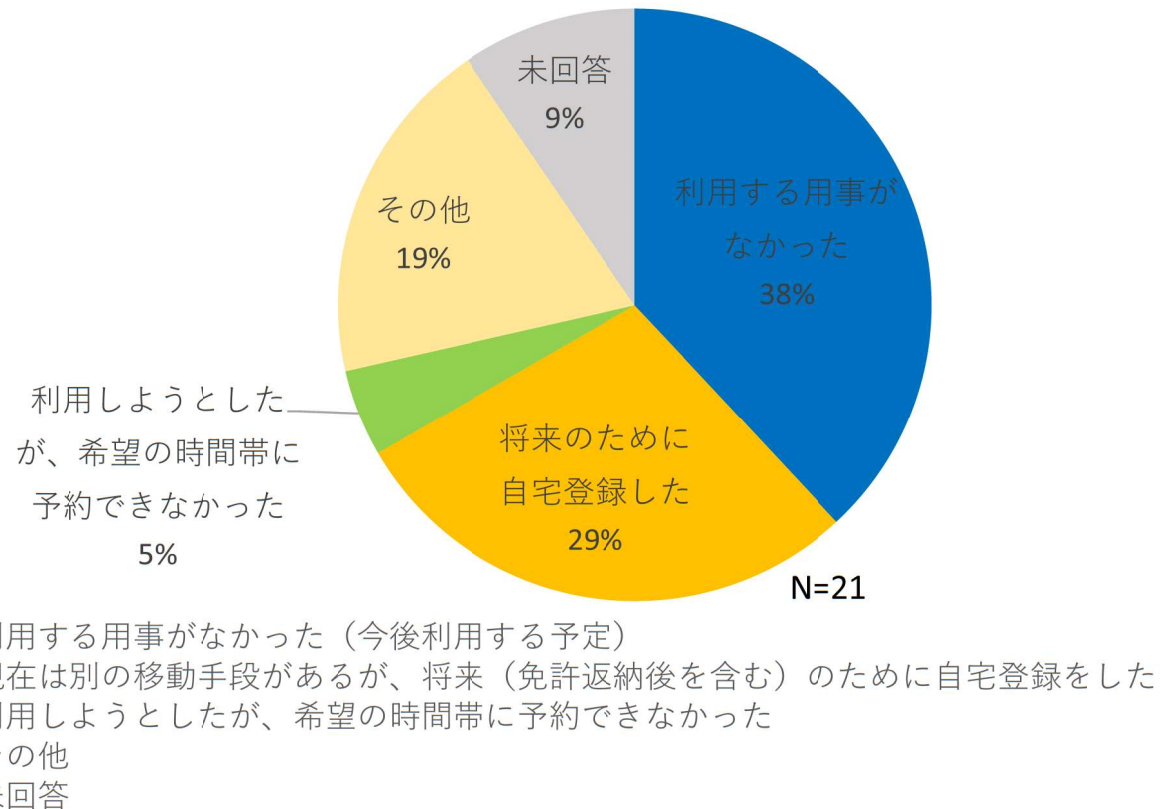
・利用者の年齢層（65歳以上）を意識したサービス提供、利用に関する情報提供が重要。

5. 利用の有無③(自動車を所有していない方)

【利用の有無】
自動車を所有していない方



<利用しなかった理由>
自動車を所有していない方



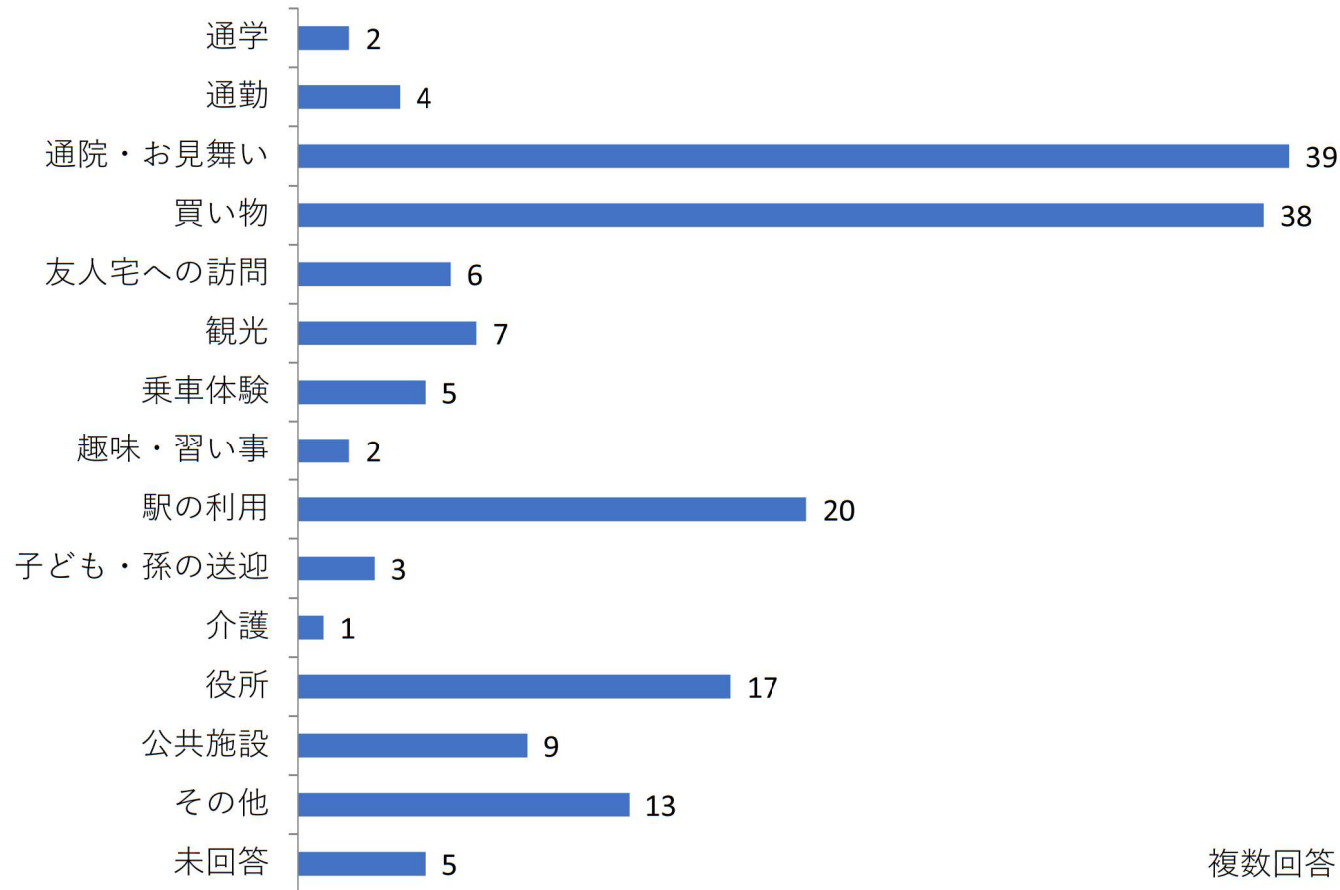
- ・ 自動車を所有していない方では65%が利用したことがあり、回答者全体の利用率(37%)に比べ高い。
- ・ 利用しなかった理由の7割近くは「用事がなかった」又は「将来のための自宅登録」と回答。



- ・ 自動車を所有していない方にとって、必要な移動手段として利用されている。
- ・ 将来的には、さらなる利用者の増加が見込まれる。

6. 利用目的①

【利用目的】

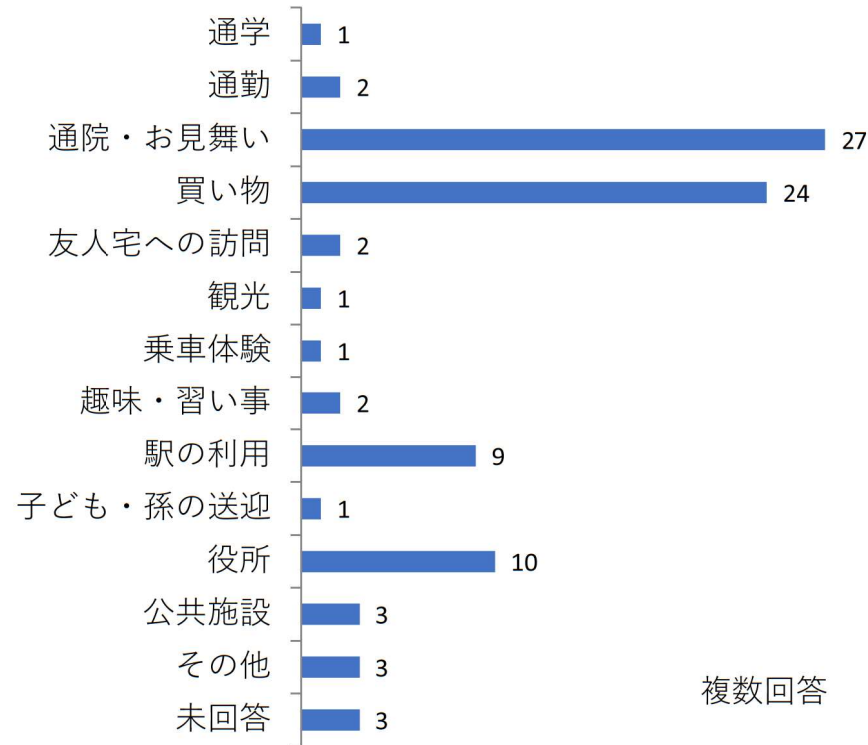


- ・「通院・お見舞い」や「買い物」など、日常的に必要な移動手段として多く利用されている。
- ・「その他」の利用としては、「黒川温泉」、「食事会」、「会議への出席」等で利用されている。

6. 利用目的②(自動車所有の有無別)

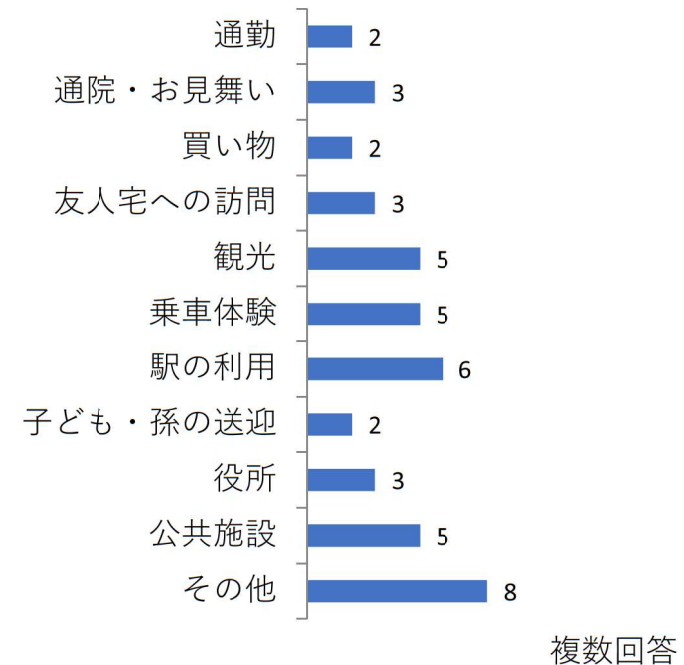
【利用目的】

自動車を所有していない方



【利用目的】

自動車を所有している方



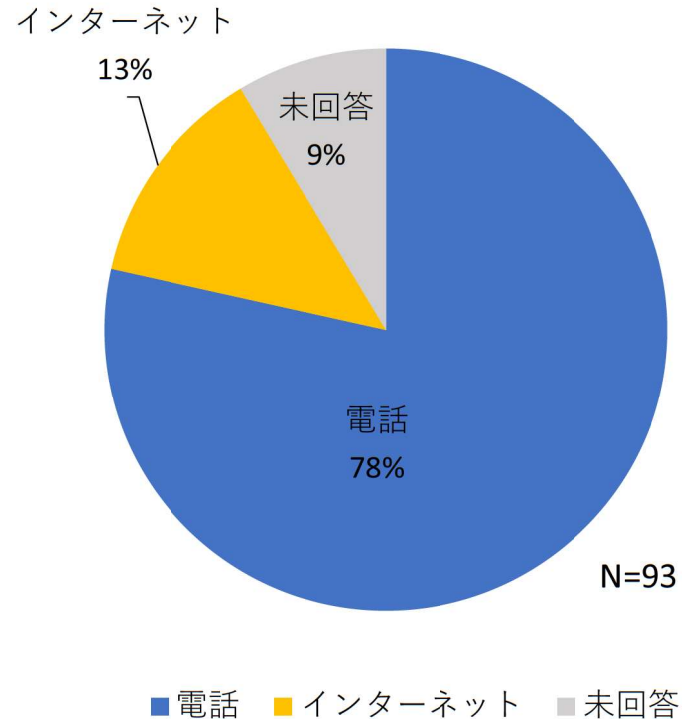
- ・ 自動車を所有していない方は、「通院・お見舞い」、「買い物」等、日常の移動手段として多く利用。
- ・ 自動車を所有している方は、「通院・お見舞い」、「買い物」以外の利用目的が多い。



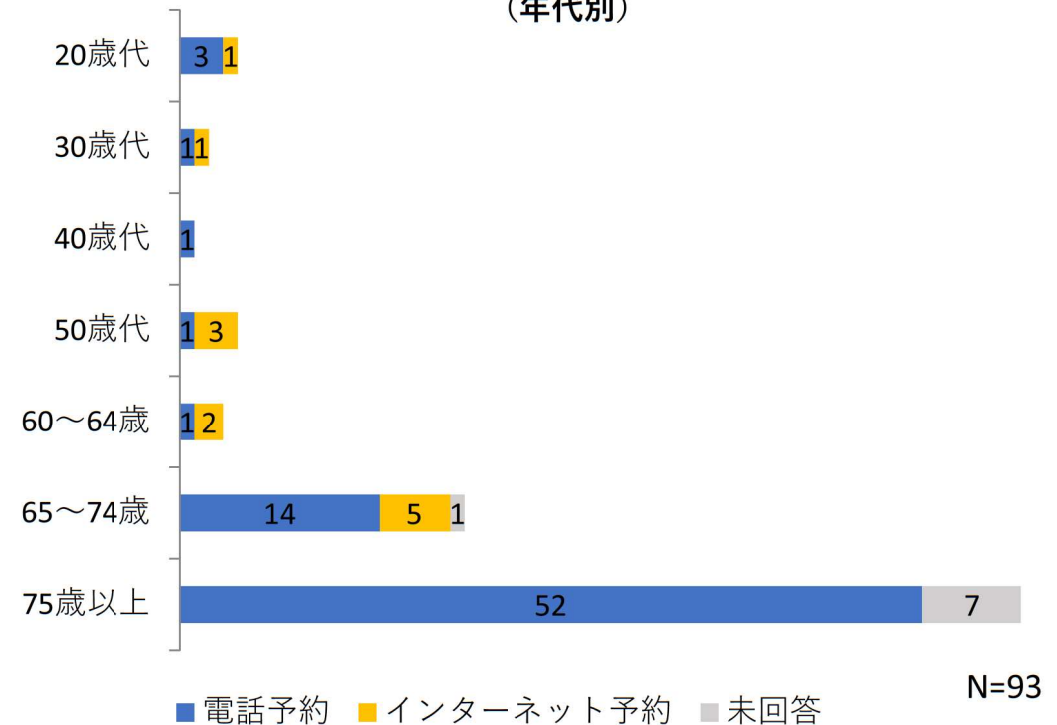
- ・ 自動車を所有していない方にとって必要不可欠な移動手段。
- ・ 自動車を所有している方は、通院や買い物等は主に自動車を利用していると考えられる。

7. 予約方法①

【予約方法】



【予約方法】
(年代別)



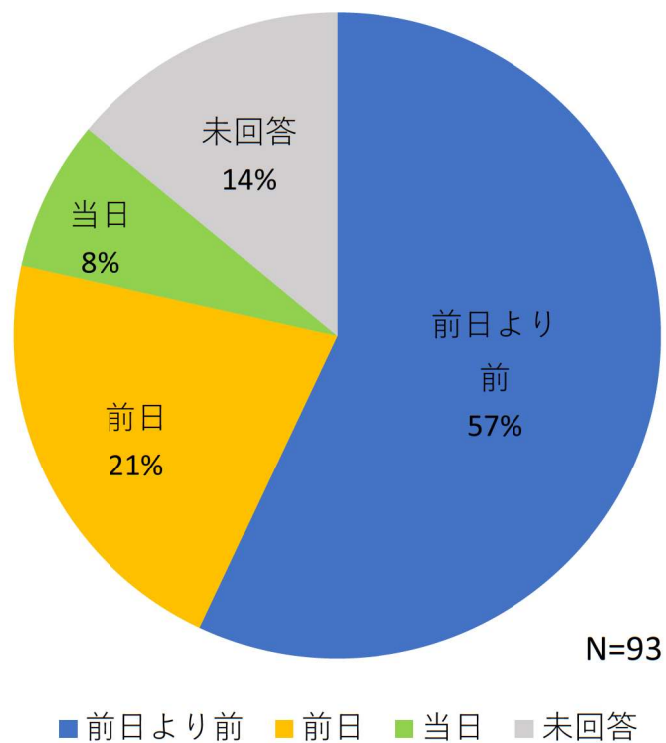
- ・予約方法は「電話予約」が78%、「インターネット予約」は13%のみ。
- ・75歳以上では全ての方が「電話予約」（未回答者除く）。



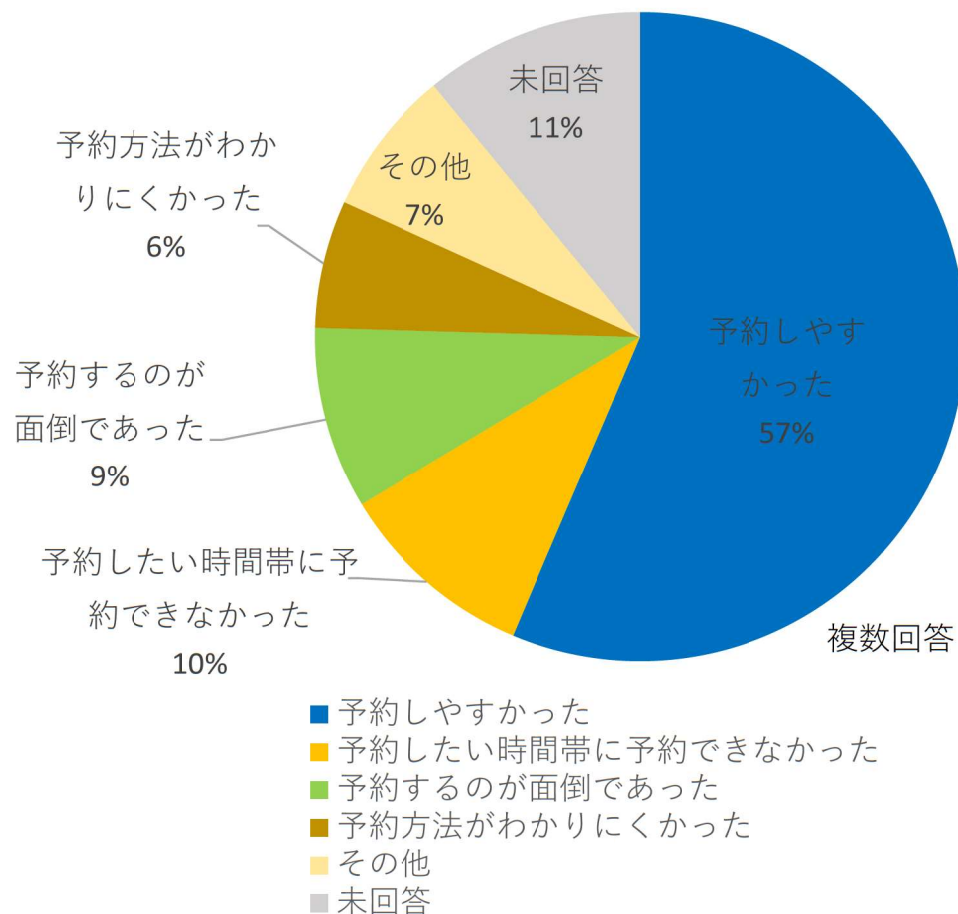
- ・今後、エリア拡大に伴い予約センターの体制強化が必要。
- ・インターネット予約について、周知及び普及を図る必要がある。

7. 予約方法②

【予約時間】



【予約して思ったこと】



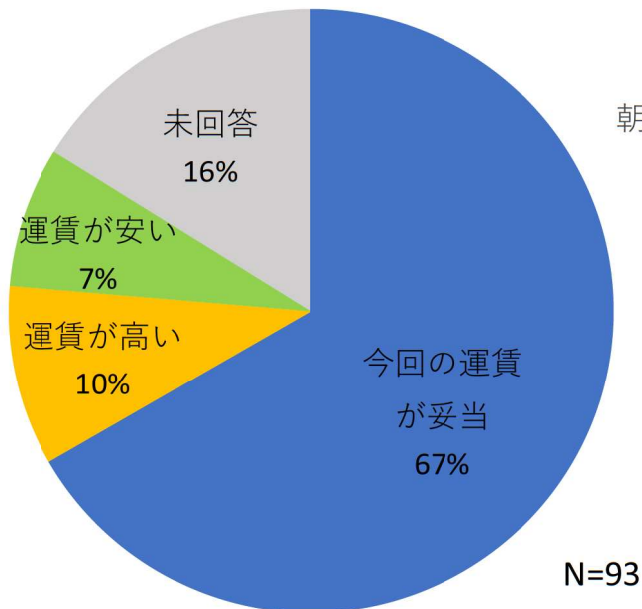
- ・ 前日までの予約者は78%、当日予約は8%のみ。
- ・ 半数以上は、予約しやすかったと回答。予約したい時間帯に予約出来なかった方が1割。



・ 予約が集中する曜日や時間帯について分析し、利用の分散を図る取組みも必要。

8. 運賃及び運行時間

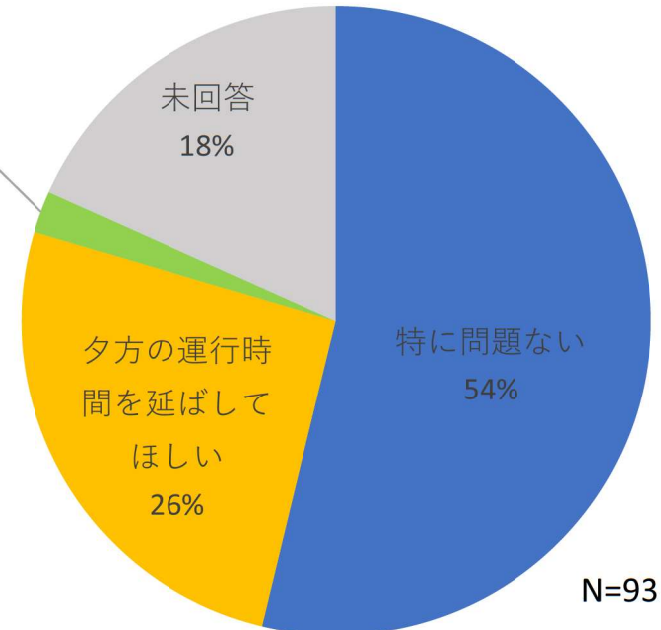
【運賃】



■ 今回の運賃が妥当 ■ 運賃が高い
■ 運賃が安い ■ 未回答

【運行時間】

朝の運行時間を早くしてほしい
2%



■ 特に問題ない
■ 夕方の運行時間を延ばしてほしい
■ 朝の運行時間を早くしてほしい
■ 未回答

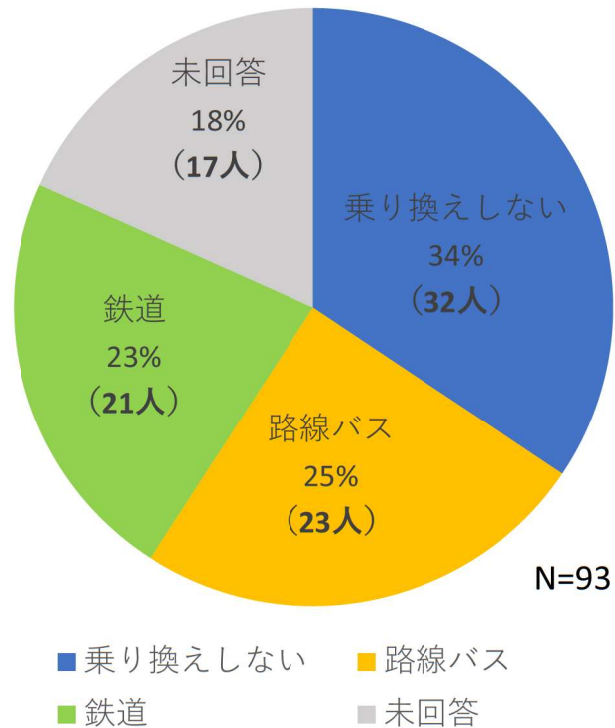
- ・ 運賃については、67%が「妥当」と回答。
- ・ 運行時間については、半数以上の方が「特に問題ない」と回答。夕方の便の時間延長を望む方は26%。



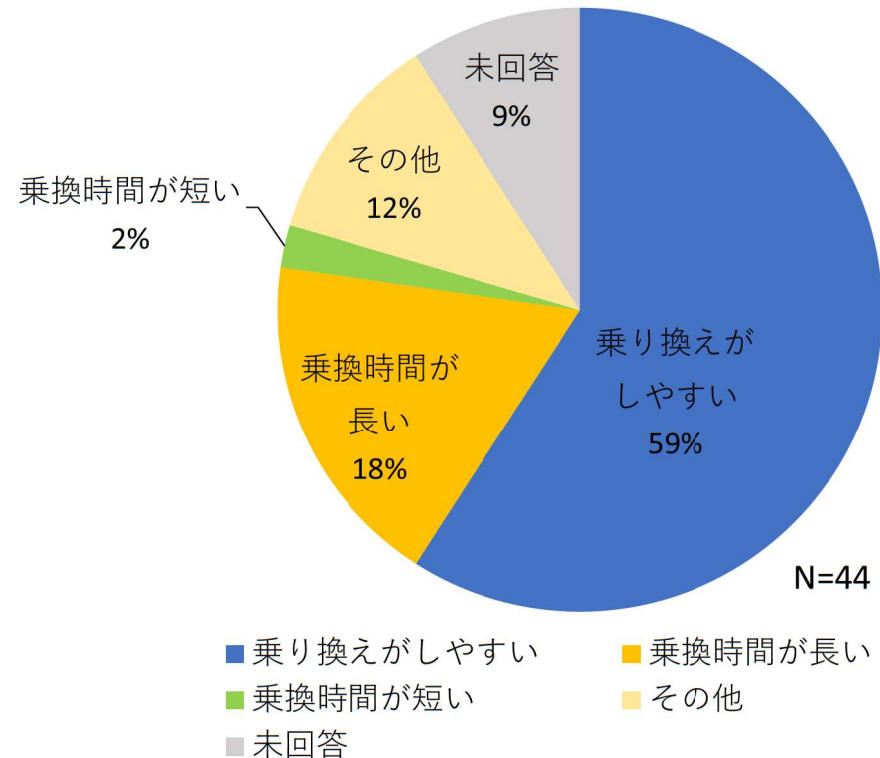
・ 運賃及び運行時間については、一定期間経過後、定期的に検証していく必要がある。

9. 公共交通への乗継利用

【乗換の有無】



【乗換の利便性】



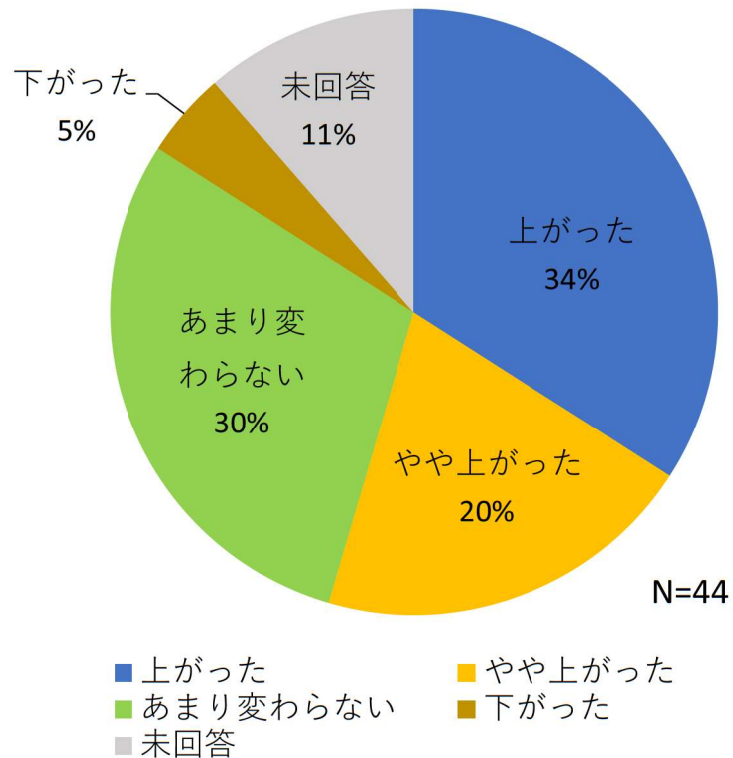
- ・「路線バス」又は「鉄道」への乗継利用は48%。
- ・乗継利用者の内、59%は「乗り換えがしやすい」と回答。



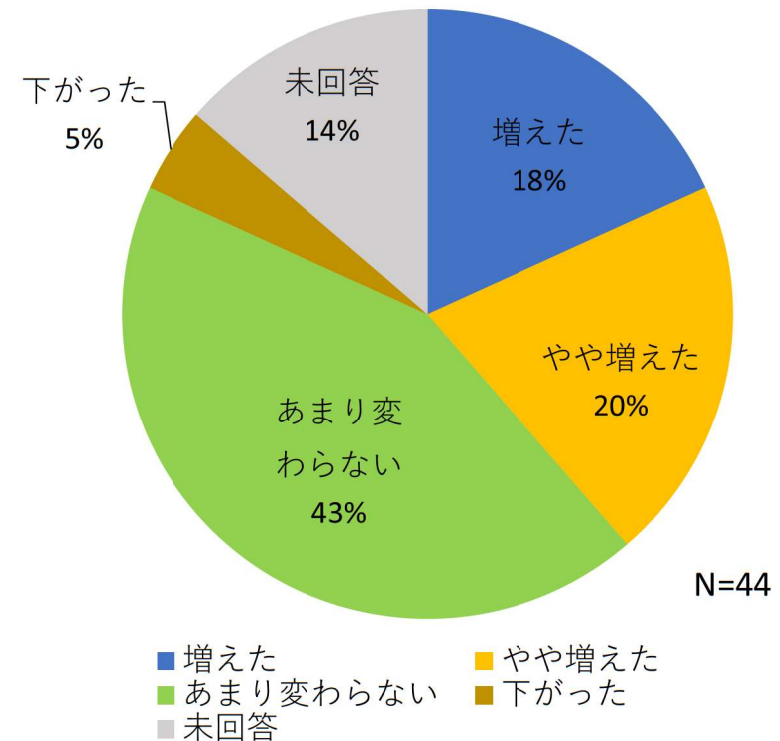
・半数近い利用者が路線バス又は鉄道への乗継をしており、デマンド型乗合交通の目的の一つである幹線となる鉄道や路線バスへ繋ぐ移動手段としての役割を一定果たしている。

9. 公共交通への乗継利用③

【公共交通に対する満足度】



【公共交通の利用頻度】



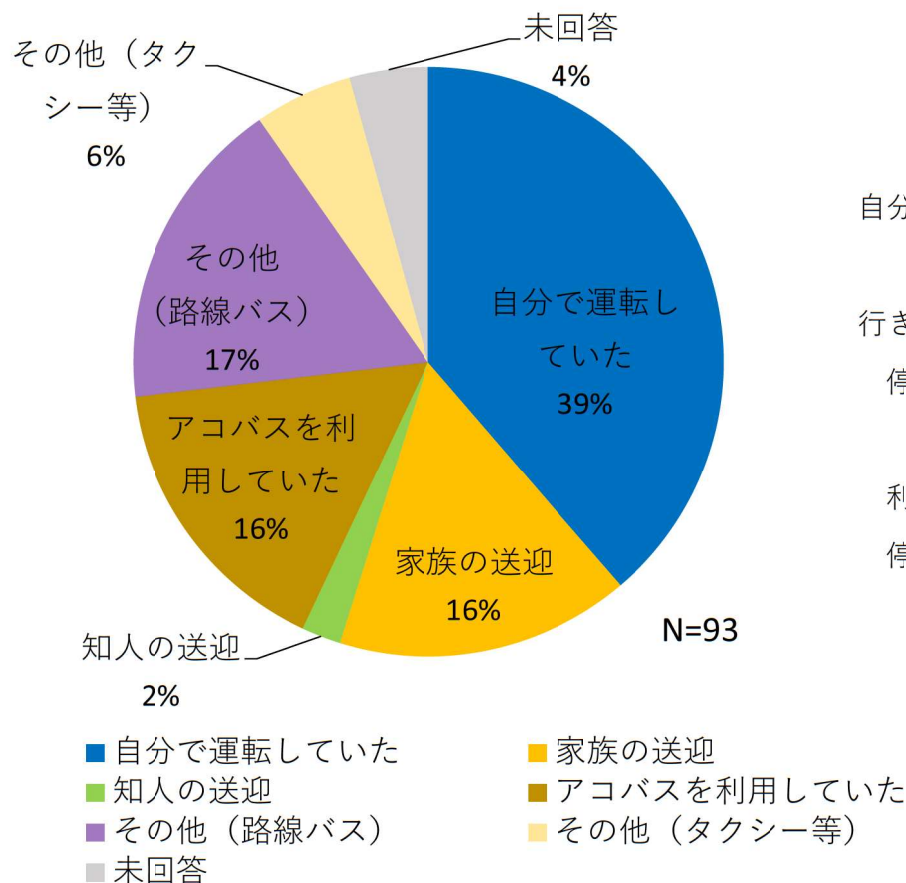
・他公共交通への乗継利用者の内、半数以上は満足度が向上し、38%の方が利用頻度が増加した。



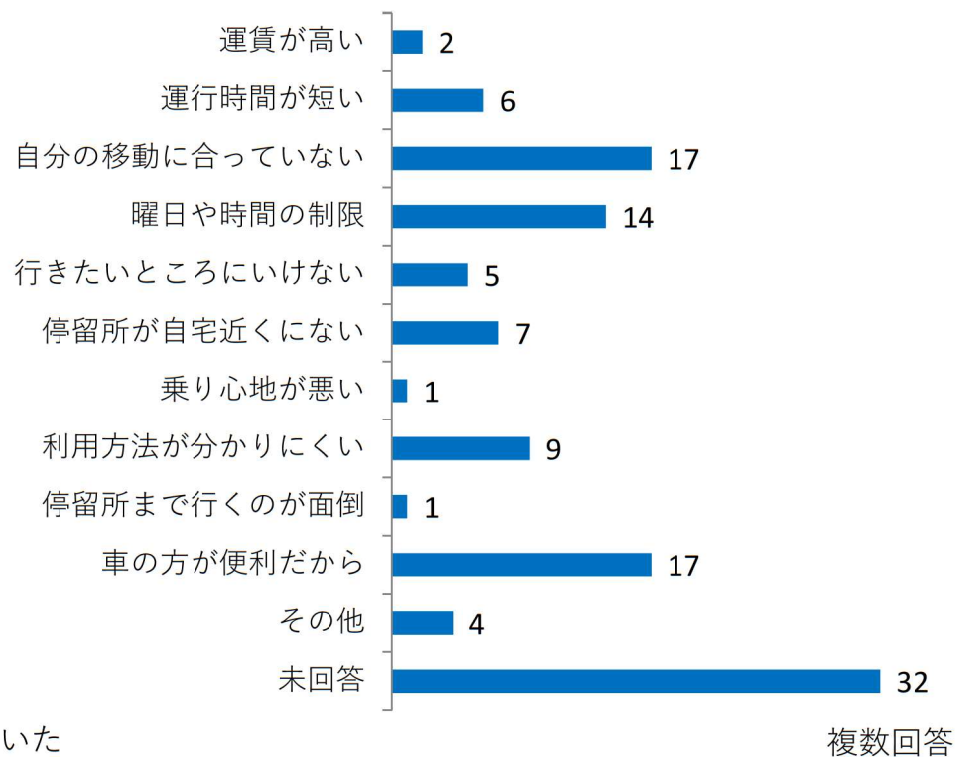
・デマンド型乗合交通により他の公共交通の利用促進、利便性向上に繋がっている。

10. デマンド型乗合交通導入前の移動手段

【導入前の主な移動手段】



＜アコバスを利用していなかった理由＞

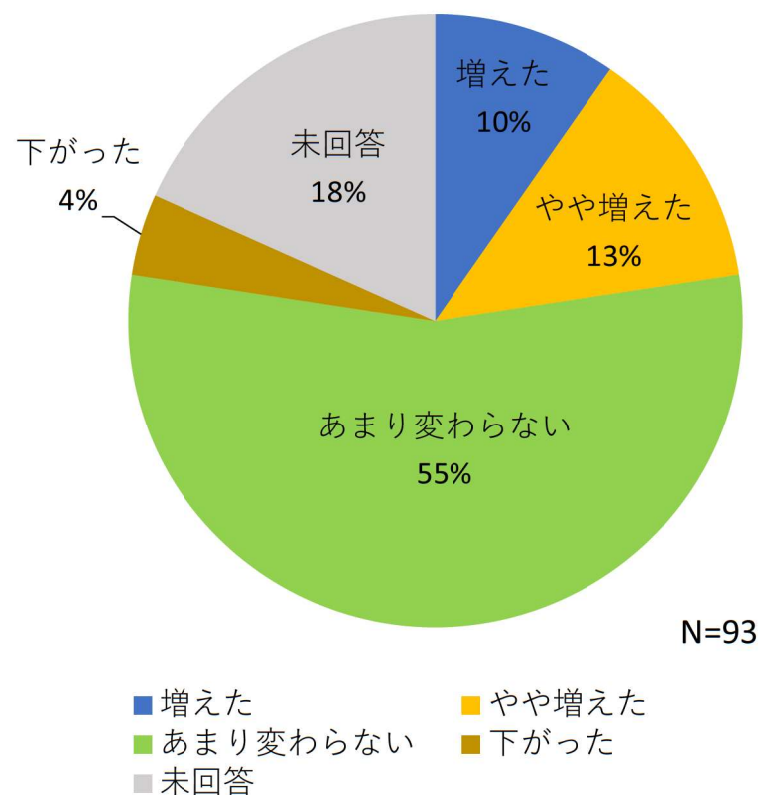


・自分で運転又は家族や知人の送迎が57%、アコバス又は路線バスの利用が33%。

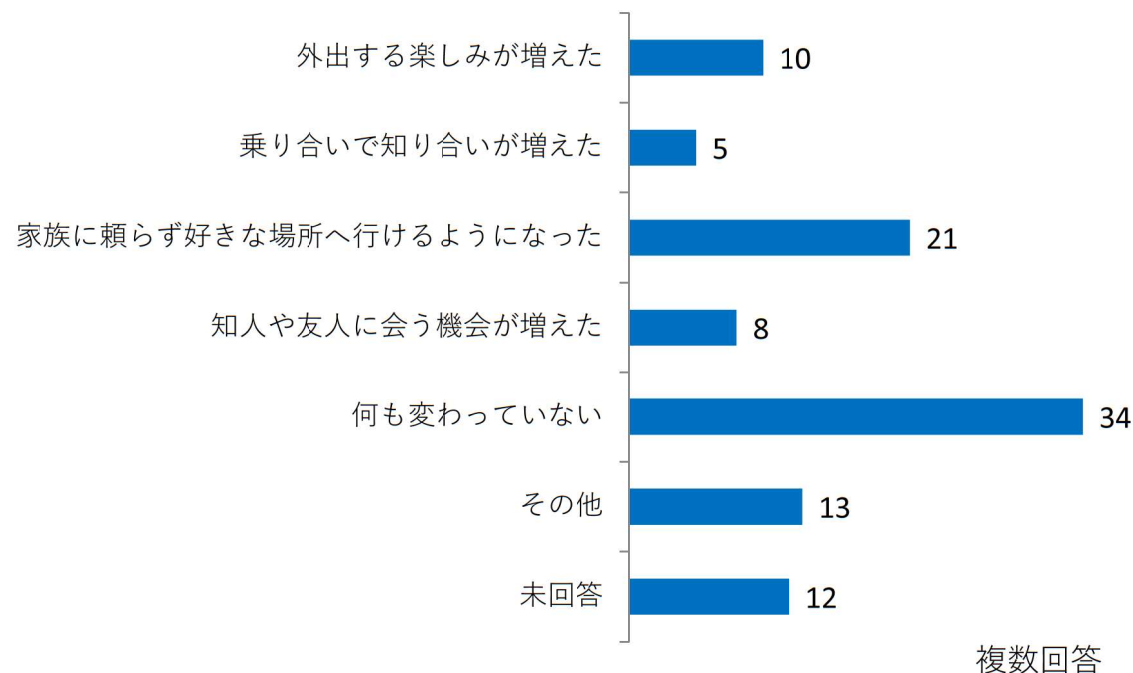
→ ・これまで公共交通を利用していなかった方もデマンド型乗合交通を利用している。

11. デマンド型乗合交通導入による効果①

【外出機会】



【暮らしの変化】



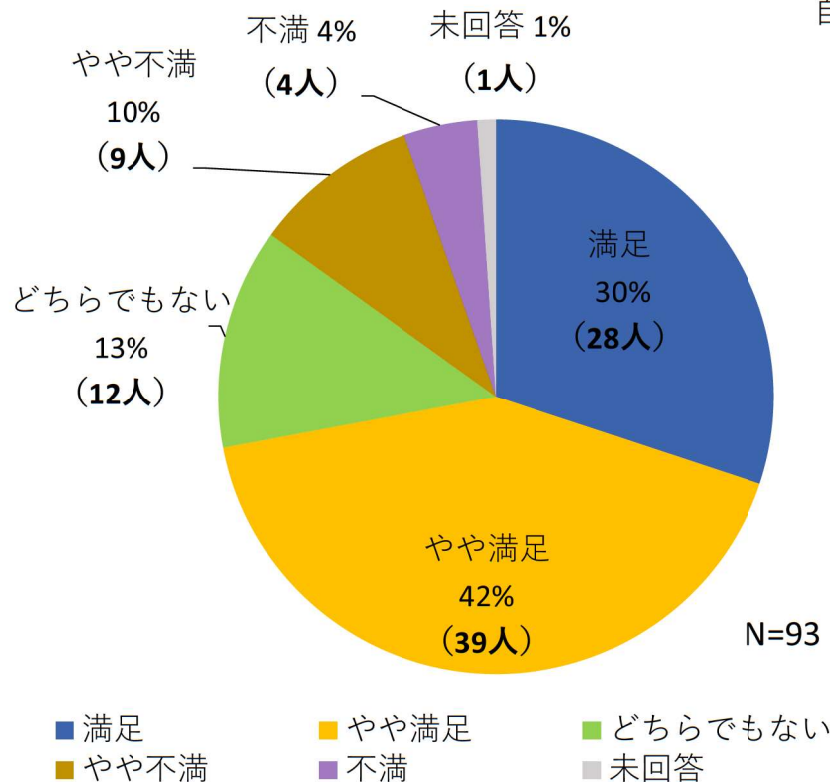
- ・ 外出機会が増加した方が23%。
- ・ 「外出する楽しみが増えた」、「家族にたよらず好きな場所に行けるようになった」との回答もあった。



・ デマンド型乗合交通により外出機会の増加、暮らしの変化といったプラス効果が出ている。

11. デマンド型乗合交通導入による効果②

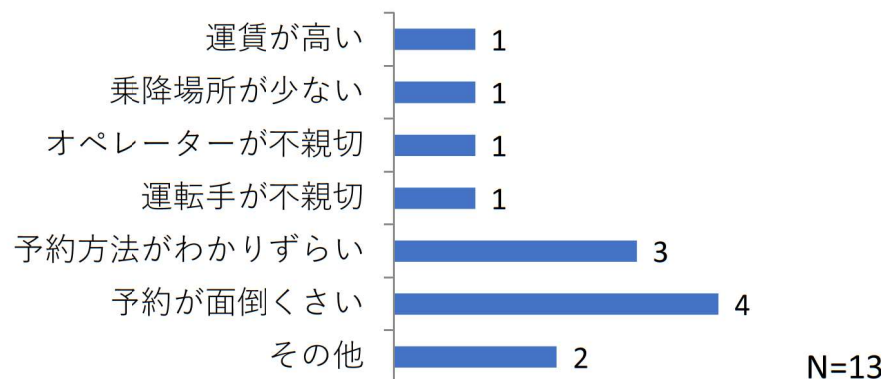
【デマンド型乗合交通 満足度】



<満足・やや満足の理由>



<不満・やや不満の理由>



- ・「満足」又は「やや満足」が72%、「不満」又は「やや不満」は14%。
- ・満足の理由は自宅付近で乗降可能な点が主な理由。不満の理由は予約に関する点が主な理由。

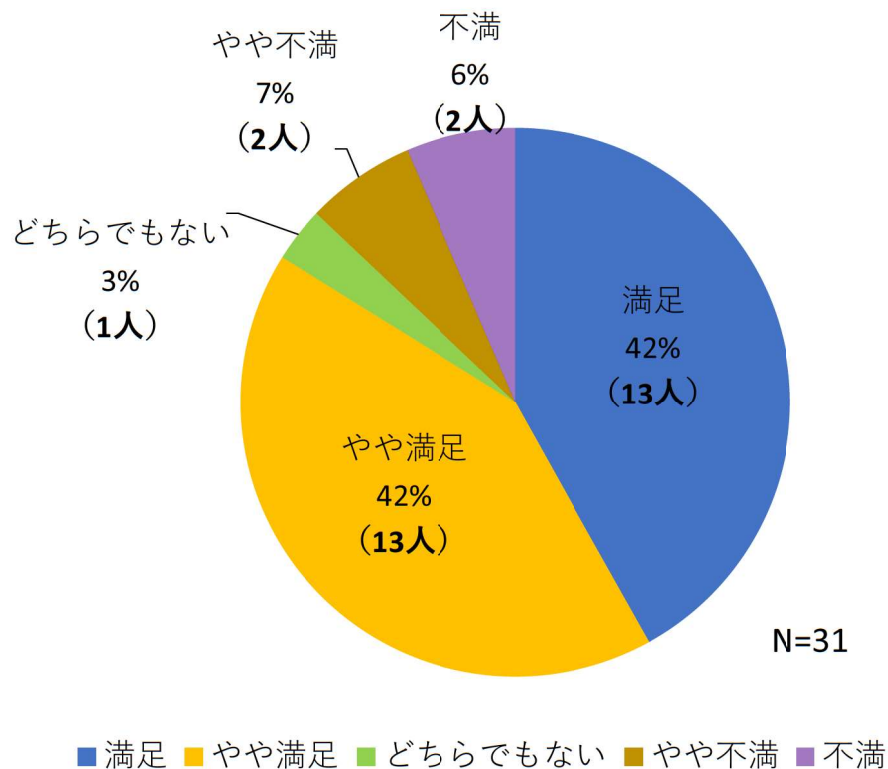


・予約に関してわかりやすい案内、周知を行い、予約に対する抵抗を減らすことが必要。

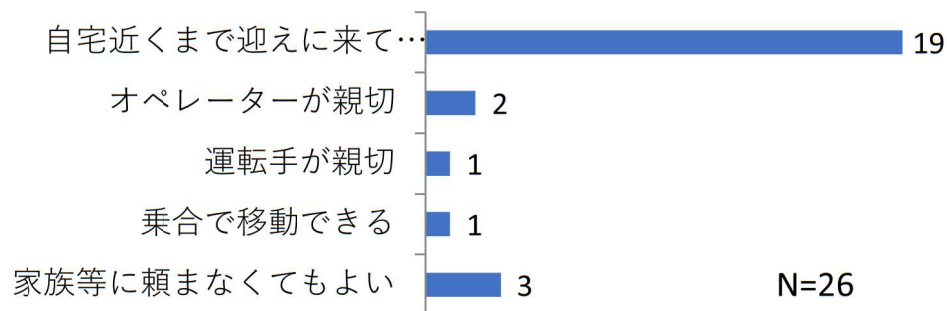
11. デマンド型乗合交通導入による効果③

【デマンド型乗合交通 満足度】

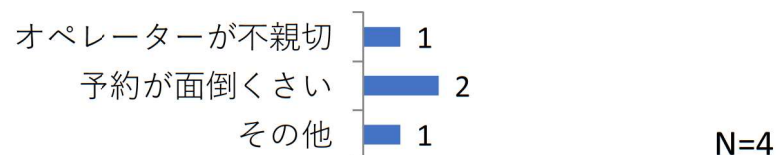
導入前にアコバス・路線バスを主に利用していた者



<満足・やや満足の理由>



<不満・やや不満の理由>



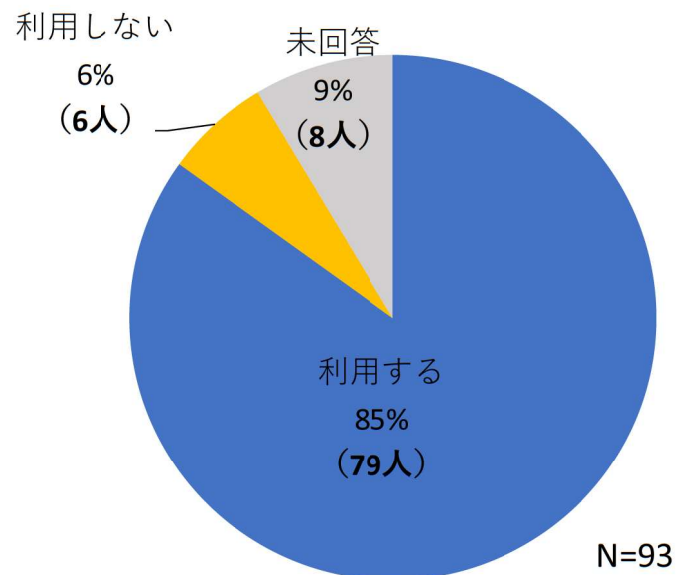
・ 導入前にアコバスや路線バスを利用していた方は、回答者（利用あり）全体に比べ満足度が高くなっている。



・ 従前のアコバスや路線バスに比べ、主に自宅付近で乗降出来ることにより利便性が向上した結果と考えられる。

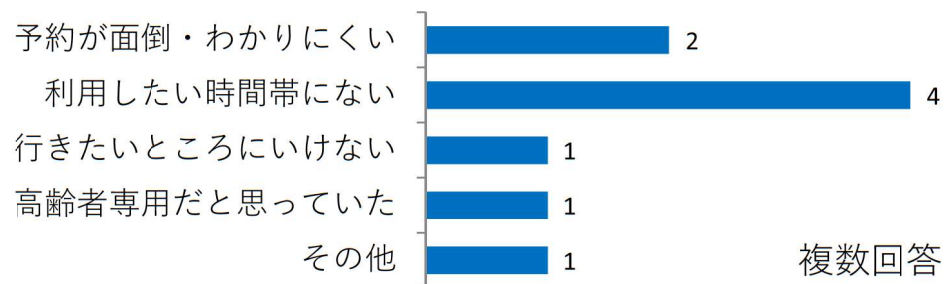
12. 今後の利用

【今後の利用】

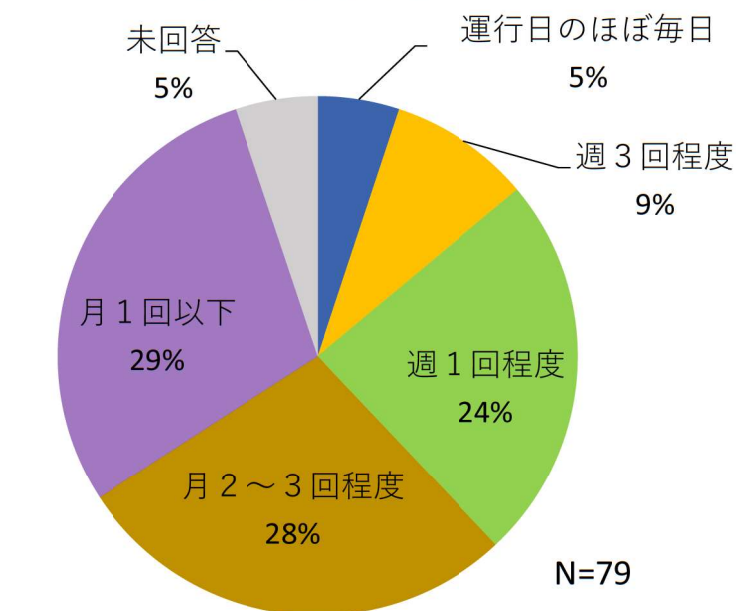


■ 利用する ■ 利用しない ■ 未回答

<利用しない理由>



【利用頻度】



■ 運行日のほぼ毎日 ■ 週 3 回程度
■ 週 1 回程度 ■ 月 2 ～ 3 回程度
■ 月 1 回以下 ■ 未回答

・ 今後も 6 割以上の方が月 2 ～ 3 回程度の利用を予定している。

・ アコバスに変わる今後の新たな移動手段としての役割を担っている。

13. アンケート結果のまとめ

<調査対象>

- 今回の調査対象者（自宅登録者又は市内利用者）の約8割が65歳以上。回答者についても約9割が65歳以上であった。

<導入に関する周知方法>

- 多く方が「住民説明会」又は「市の広報誌」によりデマンド型乗合交通の導入について情報を得ていた。周知方法として住民説明会や広報誌が果たす役割は大きく、今後もよりわかりやすい説明が重要となる。

<利用状況>

- 運行開始後、約3か月間で利用したことがある方は4割弱で、約6割の方はまだ利用していない。利用していない理由は「利用する用事がなかった」又は「将来のために自宅登録をした」が約9割を占め、将来的に更なる利用者の増加が見込まれる。
- 車を持っていない方は6割強が利用したことがあり、回答者全体に比べ利用率が高くなっている。
- 主な利用目的は「通院・お見舞い」、「買い物」が多く、日常的に必要な移動手段としてデマンド型乗合交通が役割を果たしている。

<他公共交通への乗継>

- 路線バス又は鉄道へ乗り継いだ利用者は約5割あり、そのうち半数以上は乗換のしやすさを感じている。乗継利用者の中には、公共交通の利用頻度が増えた方も約4割あった。

<導入効果>

- 利用者のうち7割強が「満足」又は「やや満足」との回答であり満足度は高い。特に導入前にアコバスや路線バスを利用していた方では、8割強が「満足」又は「やや満足」との回答であり従前の公共交通に比べ満足度が向上している。
- 利用者のうち、外出の機会が増えた方が約2割。外出の楽しみの増加や家族に頼らない外出等といった暮らしの変化にもプラスの効果をもたらしている。

申請者
募集

令和7年度分 朝来市高齢者等優待乗車カード



3タイプから選べる

「あこか」

(令和7年4月1日 利用開始分から)

No.1 路線バス (全但バス(株) / (株)ウイング神姫)

対象

路線バスだけ

ご利用される方



・年間パス ￥5,000

・1ヶ月券 ￥500

No.2 あさGO (デマンド型乗合交通)

対象

あさGOだけ

ご利用される方



・年間パス ￥8,000

・1ヶ月券 ￥800

No.3 路線バス + あさGO (全但バス(株) / (株)ウイング神姫)
(デマンド型乗合交通)

対象

すべて

ご利用される方



・年間パス ￥10,000

・1ヶ月券 ￥1,000

No.1かNo.3の「あこか」の提示で

朝来市内から2つの病院 八鹿病院まで 320円→160円
までの運賃が半額に! 神崎病院まで 200円→100円

注意!

R7年4月から朝来市全域でアコバス運行はありません。デマンド型乗合交通「あさGO」に移行します。

朝来市都市整備部都市政策課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
TEL : 079-672-6127 FAX : 079-672-3440

朝来市高齢者等優待乗車カード「あこか」



対象者

朝来市に住民票がある方で以下のいずれかの条件が当てはまる方

- 昭和36年4月1日以前にお生まれの方（No.1、No.3を申請される方）
- 令和7年4月1日時点で65歳以上の方（No.2を申請される方）
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている方
- 生活保護を受けている方

※代理申請も可能です。※ご購入後の返金はできませんのでご注意ください。

年間パス 申込方法

申請書に必要事項をご記入の上、以下のいずれかの手順で申込み

- ① 各地区の民生委員さんに申請書を提出
- ② 本庁西館都市政策課もしくは各支所にて申込み（郵送可）

《申込期間》令和7年2月17日(月)までの申請で3月下旬(予定)にお手元に!

期間終了後も購入可能です

申請手続き終了後カード発行日と発行場所を都市政策課より順次お知らせします

- 代金は発行日当日にご持参ください。
- 期間内の申請で3月下旬の発行予定です。

1ヶ月券 申込方法

令和7年3月末日以降に本庁西館都市政策課もしくは各支所で購入手続き

- 要件が確認できるもの(マイナンバーカード等の年齢がわかるもの、障害者手帳等)をご持参ください。
- 希望月数分の代金を当日ご持参ください。

朝来市高齢者等優待乗車カード「あこか」年間パス交付申請書

この申請書をコピーしてお使いいただけます

《申請日》 令和 年 月 日

ふりがな 氏 名				申し込みのNo.にチェックをしてください	No.1 路線バス 年間パス ☐
住 所	朝来市	TEL			
生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日 (満 歳)		
対象区分	(昭和36年4月1日以前に お生まれの方は記入不要) ☐ 身体障害者手帳番号 () 号 ☐ 療育手帳番号 () 号 ☐ 精神障害者保健福祉手帳番号 () 号 ☐ 生活保護受給者			No.3 あさGO 路線バス 年間パス ☐	

ふりがな 氏 名				申し込みのNo.にチェックをしてください	No.2 あさGO 年間パス ☐
住 所	朝来市	TEL			
生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日 (満 歳)		
対象区分	☐ カード交付年度初日において 65 歳以上の者 ☐ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者 手帳番号 () 号 ☐ 生活保護受給者				

(代理申請) 代理人氏名

利用者との続柄

住 所

☐ 利用者と同一

電話番号

顛 末 書

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 朝来市公共交通会議
住 所 兵庫県朝来市和田山町東谷 213-1
代 表 者 会 長 熊谷 樹一郎

令和 5 年 9 月 2 6 日付け国総地第 8 3 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通計画について、令和 6 年 4 月 1 日付けで計画内容の変更があったにもかかわらず、令和 6 年 1 1 月 2 9 日付け朝都第 6 0 1 号で変更届出書を提出することとなりました。

その顛末につきまして、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 経緯

令和 6 年 2 月 2 7 日	第 2 0 回朝来市公共交通会議にてダイヤ改正を協議
令和 6 年 4 月 1 日	ダイヤ改正のため、一部運行系統の運行回数変更を実施
令和 6 年 1 0 月 1 日	補助申請書作成作業において、変更届出書の未提出が発覚
令和 6 年 1 1 月 2 9 日	変更届出書を提出

2. 変更届出書の提出が遅れた理由

当該事業は地元乗合バス事業者である全但バス株式会社に運行管理を委託しています。法第 4 条による乗合バス事業のため、当該事業に係る届出書の作成を全但バスと連携していますが、今般のダイヤ改正において補助対象系統に変更が生じる事を失念しており今回の補助申請作業において未提出が発覚したものです。

3. 今後の対応策

今後は事業計画の変更が生じた際は、届出書とともに地域内フィーダー確保維持計画の内容について双方で確認するよう再発防止に努めてまいります。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 朝来市公共交通会議
住 所 兵庫県朝来市和田山町東谷 213-1
代 表 者 会 長 熊谷 樹一郎

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和5年9月26日付け国総地第83号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和6年4月1日
- 変更箇所
別紙のとおり
- 変更理由
令和6年4月1日のダイヤ改正に伴う運行系統の一部減回のため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
朝来市は、市面積約403Km²と広く、南北を走るJR播但線を中心に路線バス、コミュニティバス（アコバス）により公共交通体系が形成されている。 自動車利用を前提とした生活スタイルの浸透、少子・高齢化の社会の到来で公共交通の利用者は減少傾向にあるが、自分で移動手段を持たない高齢者をはじめとする市民にとって公共交通は、生活に必要不可欠な交通手段である。 合併後の市町間を結ぶ地域間幹線交通としての路線バス、地域間交通に接続し市民の生活の移動手段として利用される地域内フィーダー路線としてのコミュニティバス（アコバス）とそれぞれの役割を明確にし、市民の生活交通手段を確保、維持していくことが求められている。 平成28年5月、朝来医療センターの開院に伴い、各路線のルートや時刻表を見直し、第2次路線再編を行った。 今後も、費用や利用状況など評価基準に応じて評価・見直しを行い、地域の実情に応じた路線の確保を図っていく。
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標 ○路線バスとコミュニティバス（アコバス）、鉄道とのダイヤ接続を重視し、利用促進を図っていく。 ○公共交通は、「地域みんなで乗って守る」という意識の基に、利用促進を図っていく。 ○各路線別に利用状況を整理し、評価基準に基づき定期的に見直しを実施し、効率的、効果的な運行を目指す。 ○コミュニティバス（アコバス）について、1便平均利用者数の目標を次のとおりとする。 A. 朝日・内海コース：3.0人(令和3年10月～令和4年9月実績 3.0人) B. 岡・藤和コース：1.5人(令和3年10月～令和4年9月実績 1.5人) C. 田路・多々良木コース：1.2人(令和3年10月～令和4年9月実績 1.2人) ○平均利用回数 0.49（平成28年度アコバス利用者数／朝来市人口）を下回らないよう維持する。 (2) 事業の効果 ○高齢者等をはじめとする市民の生活に必要な移動手段が確保される。 ○定期的に評価基準による評価・見直しを実施することにより、地域の実情に応じた運行体系が構築される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・路線バス、コミュニティバス、高速バス、JR等のダイヤと経路を掲載した朝来市の公共交通情報誌を作成し市内全戸に配布する。（朝来市） ・個人の利用に合わせたコミュニティバスの時刻表の発行も行えるように、新たなシステムを導入し利用促進につなげる。（朝来市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別紙・・・表1 （運行予定者） 全但バス株式会社 地域間幹線及び地域内フィーダー路線の運行については、これまでの公共交通における乗合事業の実績をふまえ、安心・安全な運行（サービス品質や事故対応の適切な対処等）が求められるため、道路運送法第4条（乗合免許）を保有する事業者とする。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用負担者
朝来市から運行事業者への委託金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
全但バス株式会社
7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法
該当なし
8. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
該当なし
9. 別表1及び別表3の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
10. 別表1及び別表3の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧表
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性
該当なし
12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
別紙・・・表5
13. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画
該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和4年6月3日（第12回）①朝来市コミュニティバスの利用状況について報告した。
②朝来市コミュニティバスの評価基準の達成状況について報告した。
③朝来市を取り巻く地域公共交通の現状と今後の方向性について報告・協議した。
④地域公共交通確保維持改善事業について協議した。
⑤夢但馬周遊バス「たじまわる」の運行計画について協議した。
- 令和4年8月9日（第13回）①地域公共交通施策に係る主な取組状況（R4.6月～7月分）について報告した。
②地域公共交通施策の今後の進め方について協議した。
③朝来市デマンド型乗合交通実証運行運行計画（案）について協議した。
④市民意見の収集・把握方法について協議した。
⑤JR赤字ローカル線維持・利用促進検討協議会への意見収集について協議した。
- 令和4年10月31日（第14回）①地域公共交通施策に係る主な取組状況（R4.8月～10月分）について報告した。
②地域公共交通施策における今後の主な取組について報告した。
③令和4年度朝来市地域公共交通ワークショップについて報告した。
④朝来市特急はまかぜ利用促進補助金、朝来市JR播但線団体利用促進補助金について報告した。
⑤2021年度JR西日本区間別平均通過人員（輸送密度）について報告した。
⑥朝来市デマンド型乗合交通実証運行について協議した。
- 令和5年2月27日（第15回）①地域公共交通施策に係る主な取組状況（R4.11月～R5.2月分）について報告した。
②令和5年度の地域公共交通施策の主な取組について報告した。
③令和4年度朝来市地域公共交通ワークショップの実施結果について報告した。
④JR赤字ローカル線維持・利用促進検討協議会（ワーキングチーム含む）について報告した。
⑤2023年春のダイヤ改正について報告した。
⑥令和5年度夢但馬周遊バス「たじまわる」の運行計画（案）について協議した。
- 令和5年6月2日（第16回）①地域公共交通施策に係る主な取組状況（R5.3月～5月分）について報告した。
②朝来市コミュニティバスの利用状況について報告した。
③朝来市コミュニティバスの評価基準の達成状況について報告した。
④朝来市を取り巻く地域公共交通の現状と今年度の取り組みについて報告した。
⑤生野町予約型乗合バス社会実験の実施報告書について報告した。
⑥朝来市新たな公共交通体系の確立に向けたアンケート調査票について報告した。
⑦地域公共交通確保維持改善事業について協議した。
- 令和5年8月21日（第17回）①地域公共交通施策に係る主な取組状況（R5.6月～8月分）について報告した。
②令和5年度朝来市地域公共交通ワークショップの実施状況について報告した。
③朝来市新たな公共交通体系の確立に向けたアンケート調査票の速報値について報告した。
④来春からの生野地域内の路線バスの運行について報告した。
⑤生野地域への「デマンド型乗合交通」の導入について協議した。
⑥市内全域への「デマンド型乗合交通」の導入予定と調整が必要な項目等について協議した。
- 令和5年10月12日（第18回）①地域公共交通施策に係る主な取組状況（前回会議終了後）について報告した。
②令和5年度まちづくりフォーラムの開催について報告した。
③朝来市新たな公共交通体系の確立に向けたアンケート集計について報告した。
④JR西日本2022年度区間別平均通過人員（輸送密度）について報告した。
⑤朝来市デマンド型乗合交通の運営形態等について協議した。
⑥朝来市地域公共交通網形成計画に基づいた第3次再編指針（素案）に関するパブリックコメントについて協議した。
⑦生野地域内路線バスの廃止について協議した。
- 令和5年12月26日（第19回）①地域公共交通施策に係る主な取組状況（前回会議終了後）について報告した。
②令和5年度まちづくりフォーラム及びパブリックコメントの実施結果について報告した。
③朝来市新たな公共交通体系の確立に向けたアンケート集計結果について報告した。
④JR西日本2022年度輸送密度2,000人/日未満の線区別経営状況に関する情報開示について報告した。
⑤令和6年度朝来市高齢者等優待乗車カード「あこか」の販売について報告した。
⑥但馬地域公共交通計画（朝来市該当部分）の変更に関するパブリックコメントの実施について協議した。
⑦朝来市デマンド型乗合交通の運営形態等について協議した。
⑧朝来市地域公共交通網形成計画に基づいた第3次再編指針について協議した。
- 令和6年2月27日（第20回）①地域公共交通施策に係る主な取組状況（前回会議終了後）について報告した。
②朝来市デマンド型乗合交通（生野エリア）住民説明会について報告した。
③2024年春のダイヤ改正について報告した。
④朝来市デマンド型乗合交通（生野エリア）の運行に係る自家用有償旅客運送の登録申請に必要となる「地域公共交通会議等において調った協議内容（案）」について協議した。
⑤令和6年度夢但馬周遊バス「たじまわる」の運行計画（案）について協議した。

18. 利用者等の意見の反映状況
○公共交通に関する市民ワークショップやあさご未来会議等の場を通じて意見聴取を行っている。 ○令和5年6月に、市内全世帯を対象にした市民アンケートを実施することで、市民の公共交通に対する現状把握と意見聴取を実施する。
19. 協議会メンバーの構成
朝来市公共交通会議メンバー 1 朝来市副市長 2 全但バス株式会社 バス事業部乗合事業課長 3 株式会社ウイング神姫 取締役兼運輸部長 4 西日本旅客鉄道株式会社 兵庫支社地域共生課長 5 全但バス株式会社 労働組合執行委員長 6 株式会社ウイング神姫 労働組合東部ブロック統括部長 7 生野町区長会 会長 8 和田山町区長会 会長 9 山東町区長会 会長 10 朝来区長会 会長 11 公募委員 12 国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部企画調整官 13 兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所 所長補佐 14 南但馬警察署 交通課長 15 摂南大学 理工学部都市環境工学科 教授 16 龍谷大学 文学部歴史学科日本史学専攻 教授 17 公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事 18 一般社団法人兵庫県タクシー協会但馬支部 支部長 19 朝来市老人クラブ連合会 会長 20 朝来市社会福祉協議会 会長 21 はじまりの会（朝来市女性団体ネットワーク）代表（オブザーバー） 兵庫県土木部交通政策課 副課長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
兵庫県 (朝来市)	全但バス(株)	(1) 田路立野	内水面 漁業	新井駅	立野中	往 11.6km 復 11.6km	99	198.0回		路線定期運行	①及び②(1)	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線とJR新井駅で接続	③
		(2) 田路新井	内水面 漁業	口田路 公民館	新井駅	往 8.5km 復 8.5km	99	99.0回		路線定期運行	①及び②(1)	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線とJR新井駅で接続	③
		(3) 多々良木新井駅	芸術の森	アルパ	新井駅	往 7.9km 復 7.9km	99	247.5回		路線定期運行	①及び②(1)	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線とJR新井駅で接続	③
		(4) 朝日内海病院	下戸	内海 公民館	朝来医療 センター	往 27.2km 復 27.5km	102	204.0回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センター及びJR和田山駅で接続	③
		(5) 内海病院	内海 公民館	和田山駅	朝来医療 センター	往 17.4km 復 17.7km	102	102.0回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センター及びJR和田山駅で接続	③
		(6) 岡病院	本芳賀野	和田山駅	朝来医療 センター	往 11.7km 復 11.7km	93	46.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センター及びJR和田山駅で接続	③
		(7) 岡イオン	本芳賀野	和田山駅	和田山高校 前	往 11.9km	93	46.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線とJR和田山駅で接続	③
		(8) 藤和	特設分団 消防庫	朝来医療 センター	和田山駅	往 21.6km	22	11.0回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センター及びJR和田山駅で接続	③
		(9) 岡藤和	本芳賀野	和田山駅	特設分団 消防庫	往 23.8km 復 23.8km	22	22.0回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センター及びJR和田山駅で接続	③
		(10) 岡竹田藤和	本芳賀野	朝来医療 センター	特設分団 消防庫	往 29.6km	22	11.0回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センター及びJR和田山駅で接続	③
		(11) イオン特設分団	イオン	朝来医療 センター	特設分団 消防庫	往 19.5km	22	22.0回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センターで接続	③
		(12) 野谷	和田山駅	朝来医療 センター	野谷口	往 22.3km	71	35.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センター及びJR和田山駅で接続	③
		(13) 岡野谷	本芳賀野	和田山駅	野谷口	往 24.5km 復 24.5km	71	71.0回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センター及びJR和田山駅で接続	③
		(14) 岡竹田野谷	本芳賀野	和田山駅	野谷口	復 30.3km	71	35.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センター及びJR和田山駅で接続	③
		(15) イオン野谷口	イオン	朝来医療 センター	野谷口	往 20.2km	71	71.0回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センターで接続	③
		(16-1) 岡JA病院	本芳賀野	和田山駅	朝来医療 センター	往 13.4km 復 13.4km	46	46.0回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線とJR和田山駅で接続	③
		(16-2) 岡JA病院	本芳賀野	和田山駅	朝来医療 センター	往 13.4km 復 13.4km	47	23.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線とJR和田山駅で接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が「接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

運行日数一覧【朝来市】

令和6年度～令和8年度

申請 番号	系統 番号	系統名	合計 便数	運行日	運行日数			年間走行距離				運行回数		
					R6	R7	R8	キロ程	R6	R7	R8	R6	R7	R8
1	825-0	田路立野	4	水・金曜日	99	102	98	11.6	4,593.6	4,732.8	4,547.2	198.0	204.0	196.0
2	826-0	田路新井	2	水・金曜日	99	102	98	8.5	1,683.0	1,734.0	1,666.0	99.0	102.0	98.0
3	837-0	多々良木新井駅	5	水・金曜日	99	102	98	7.9	3,910.5	4,029.0	3,871.0	247.5	255.0	245.0
4	849-3	朝日内海病院	2	火・木曜日	102	98	100	27.2	5,548.8	5,331.2	5,440.0	102.0	98.0	100.0
			2	火・木曜日	102	98	100	27.5	5,610.0	5,390.0	5,500.0	102.0	98.0	100.0
			計						11,158.8	10,721.2	10,940.0	204.0	196.0	200.0
5	853-3	内海病院	1	火・木曜日	102	98	100	17.4	1,774.8	1,705.2	1,740.0	51.0	49.0	50.0
			1	火・木曜日	102	98	100	17.7	1,805.4	1,734.6	1,770.0	51.0	49.0	50.0
			計						3,580.2	3,439.8	3,510.0	102.0	98.0	100.0
6	838-0	岡病院	1	月・水曜日	93	95	92	11.7	1,088.1	1,111.5	1,076.4	46.5	47.5	46.0
7	798-1	岡イオン	1	月・水曜日	93	95	92	11.9	1,106.7	1,130.5	1,094.8	46.5	47.5	46.0
8	809-6	藤和	1	月・水曜日(冬季)	22	23	21	21.6	475.2	496.8	453.6	11.0	11.5	10.5
9	821-3	岡藤和	2	月・水曜日(冬季)	22	23	21	23.8	1,047.2	1,094.8	999.6	22.0	23.0	21.0
10	799-1	岡竹田藤和	1	月・水曜日(冬季)	22	23	21	29.6	651.2	680.8	621.6	11.0	11.5	10.5
11	850-2	イオン特設分団	2	月・水曜日(冬季)	22	23	21	19.5	858.0	897.0	819.0	22.0	23.0	21.0
12	843-3	野谷	1	月・水曜日(夏季)	71	72	71	22.3	1,583.3	1,605.6	1,583.3	35.5	36.0	35.5
13	844-3	岡野谷	2	月・水曜日(夏季)	71	72	71	24.5	3,479.0	3,528.0	3,479.0	71.0	72.0	71.0
14	797-1	岡竹田野谷	1	月・水曜日(夏季)	71	72	71	30.3	2,151.3	2,181.6	2,151.3	35.5	36.0	35.5
15	834-2	イオン野谷口	2	月・水曜日(夏季)	71	72	71	20.2	2,868.4	2,908.8	2,868.4	71.0	72.0	71.0
16-1	860-0	岡JA病院	2	月・水曜日	46	95	92	13.4	1,232.8	2,546.0	2,465.6	46.0	95.0	92.0
16-2	860-0	岡JA病院	1	月・水曜日	47	95	92	13.4	629.8	1,273.0	1,232.8	23.5	47.5	46.0

※年末年始: 12/31～1/3は運休



AKOBUS

アコバス

お問い合わせ先

- 朝来市役所 総合政策課
- 全但バス(株) 八鹿営業所(予約センター)
- 全但バス(株) 和田山営業所
- 神姫グリーンバス(株) 栗賀営業所
(アコバス予約センター)

TEL 079-672-3301
TEL 079-662-6151
TEL 079-672-2063
TEL 0790-32-1050

アコバス運賃

◎ 初乗り100円
(最大500円)

※運賃は、走行距離に応じて100円単位で上昇します。
※停留所間の詳細な運賃は、それぞれのコースの運転手
又は全但バス、神姫グリーンバスまでご連絡ください。
※小学生は半額。6歳未満は旅客1人につき1人無賃。



MAPでは
この色!

運行日: 平日 火・木

●朝日・内海コース

令和6~8年度



停留所名	7:35	—	13:00	停留所名	9:38	11:50	14:35
下戸	7:35	—	13:00	朝来医療センター	9:38	11:50	14:35
堀場	7:41	—	13:06	JAファーマーズ	9:41	11:53	14:38
地蔵堂前	7:43	—	13:08	和田山高校	9:41	11:53	14:38
待合所	7:44	—	13:09	イオン	9:47	11:59	14:44
朝日口	7:51	—	13:16	玉置	9:50	12:02	14:47
和田	7:52	—	13:17	玉置橋	9:51	12:03	14:48
センター若竹	7:52	—	13:17	新町	9:52	12:04	14:49
内海口	7:53	—	13:18	朝来市役所口	9:53	12:05	14:50
内海	7:54	—	13:19	和田山駅	9:54	12:06	14:51
内海公民館	7:58	10:25	13:23	東谷	9:55	12:07	14:52
内海	7:59	10:26	13:24	寺谷公民館	9:57	12:09	14:54
内海口	8:00	10:27	13:25	緑ヶ丘集会所	10:00	12:12	14:57
センター若竹	8:01	10:28	13:26	林垣	10:02	12:14	14:59
和田	8:02	10:29	13:27	林垣上	10:03	12:15	15:00
朝日口	8:02	10:29	13:27	万葉台	10:05	12:17	15:02
上市場	8:03	10:30	13:28	室尾	10:06	12:18	15:03
下市場	8:04	10:31	13:29	万葉台	10:07	12:19	15:04
八重川	8:05	10:32	13:30	寺内	10:08	12:20	15:05
新岡	8:06	10:33	13:31	大師堂前	10:08	12:20	15:05
高生田	8:08	10:35	13:33	寺下	10:10	12:22	15:07
糸井小学校	8:09	10:36	13:34	糸井小学校	10:10	12:22	15:07
寺下	8:10	10:37	13:35	高生田	10:11	12:23	15:08
大師堂前	8:11	10:38	13:36	新岡	10:13	12:25	15:10
寺内	8:11	10:38	13:36	八重川	10:14	12:26	15:11
万葉台	8:12	10:39	13:37	下市場	10:15	12:27	15:12
室尾	8:13	10:40	13:38	上市場	10:16	12:28	15:13
万葉台	8:14	10:41	13:39	朝日口	10:16	12:28	15:13
林垣上	8:17	10:44	13:42	和田	10:17	12:29	15:14
林垣	8:18	10:45	13:43	センター若竹	10:18	12:30	15:15
緑ヶ丘集会所	8:20	10:47	13:45	内海口	10:19	12:31	15:16
寺谷公民館	8:23	10:50	13:48	内海	10:20	12:32	15:17
東谷	8:25	10:52	13:50	内海公民館	10:22	12:36	15:21
和田山駅	8:26	10:53	13:51	内海	—	12:37	15:22
朝来市役所口	8:27	10:54	13:52	内海口	—	12:38	15:23
新町	8:28	10:55	13:53	センター若竹	—	12:38	15:23
玉置橋	8:29	10:56	13:54	和田	—	12:39	15:24
玉置	8:30	10:57	13:55	朝日口	—	12:40	15:25
イオン	8:33	11:00	13:58	待合所	—	12:47	15:32
JAファーマーズ	8:35	11:02	14:00	地蔵堂前	—	12:48	15:33
和田山高校	8:35	11:02	14:00	堀場	—	12:50	15:35
朝来医療センター	8:40	11:07	14:05	下戸	—	12:56	15:41

運賃の目安

※小人運賃は大人運賃の半額です。

下戸乗車	内海公民館	林垣上	和田山駅	朝来市役所口	イオン	朝来医療センター
400	400	400	500	500	500	500
下戸乗車	内海公民館	林垣上	和田山駅	朝来市役所口	イオン	朝来医療センター
400	200	200	500	500	500	500
下戸乗車	内海公民館	林垣上	和田山駅	朝来市役所口	イオン	朝来医療センター
500	500	200	100	100	200	200

④ ⑤ ④ ⑤ ④ ④

MAPでは
この色!

運行日: 平日・月・水

R6.4.1改正

令和6~8年度

岡・藤和コース

停留所名						停留所名			
本芳賀野	7:00	9:04	—	12:16	—	16:10	野谷口	7:57	11:00 14:41
中芳賀野	7:01	9:05	—	12:17	—	16:11	特設分団消防庫	7:58	11:01 14:42
別所	7:02	9:06	—	12:18	—	16:12	産霊橋	7:59	11:02 14:43
長尾	7:04	9:08	—	12:20	—	16:14	地藏前	8:05	11:08 14:49
別所	7:05	9:09	—	12:21	—	16:15	三波	8:07	11:10 14:51
渡瀬	7:06	9:10	—	12:22	—	16:16	殿	8:08	11:11 14:52
岡公民館	7:08	9:12	—	12:24	—	16:18	安井公民館	8:10	11:13 14:54
下岡	7:09	9:13	—	12:25	—	16:19	安井口	8:11	11:14 14:55
法道寺公民館	7:12	9:16	—	12:28	—	16:22	朝来橋	8:15	11:18
法道寺口	7:12	9:16	—	12:28	—	16:22	竹田新町公民館	8:17	11:20
ミニフレッシュ宮田店	7:13	9:17	—	12:29	—	16:23	朝来橋	8:19	11:22
宮田	7:14	9:18	—	12:30	—	16:24	加都西	8:22	11:25 14:57
糸井口	7:15	9:19	—	12:31	—	16:25	加都東	8:22	11:25 14:57
土田公民館	7:17	9:21	—	12:33	—	16:27	筒江西	8:24	11:27 14:59
1組地藏横	7:19	9:23	—	12:35	—	16:29	筒江東	8:25	11:28 15:00
東谷	7:21	9:25	—	12:37	—	16:31	和田山工業団地	8:26	11:29 15:01
和田山駅	7:21	9:25	—	12:37	—	16:31	比治	8:27	11:30 15:02
朝来市役所口	7:22	9:26	—	12:38	—	16:32	サンコーボラス	8:28	11:31 15:03
新町	7:23	9:27	—	12:39	—	16:33	朝来医療センター	8:30	11:33 15:05
玉置橋	7:24	9:28	—	12:40	—	16:34	法興寺	8:32	11:35 15:07
玉置	7:25	9:29	—	12:41	—	16:35	JAファーマーズ	8:34	11:37 15:09
イオン	7:28	9:32	10:13	12:44	13:50	16:38	和田山高校前	8:34	11:37 15:09
枚田岡会館前	7:30	9:34	10:15	12:46	13:52	16:40	立ノ原	8:36	11:39 15:11
立ノ原	7:31	9:35	10:16	12:47	13:53	16:41	枚田岡会館前	8:37	11:40 15:12
JAファーマーズ		9:37	10:18	12:49	13:55	16:43	イオン	8:39	11:42 15:14
和田山高校前		9:37	10:18	12:49	13:55	16:43	玉置	8:42	11:45 15:17
法興寺	7:31	9:39	10:20	—	13:57	16:45	玉置橋	8:43	11:46 15:18
朝来医療センター	7:33	9:41	10:22	—	13:59	16:47	新町	8:44	11:47 15:19
サンコーボラス	—	—	10:24	—	14:01	16:49	朝来市役所口	8:45	11:48 15:20
比治	—	—	10:25	—	14:02	16:50	和田山駅	8:46	11:49 15:21
和田山工業団地	—	—	10:26	—	14:03	16:51	東谷	—	11:49 15:21
筒江東	—	—	10:27	—	14:04	16:52	1組地藏横	—	11:51 15:23
筒江西	—	—	10:28	—	14:05	16:53	土田公民館	—	11:53 15:25
加都東	—	—	10:30	—	14:07	16:55	糸井口	—	11:55 15:27
加都西	—	—	10:30	—	14:07	16:55	宮田	—	11:56 15:28
朝来橋	—	—	10:33	—	14:10		ミニフレッシュ宮田店	—	11:57 15:29
竹田新町公民館	—	—	10:35	—	14:12		法道寺口	—	11:58 15:30
朝来橋	—	—	10:37	—	14:14		法道寺公民館	—	11:58 15:30
安井口	—	—	10:41	—	14:18	16:57	下岡	—	12:01 15:33
安井公民館	—	—	10:42	—	14:19	16:58	岡公民館	—	12:02 15:34
殿	—	—	10:44	—	14:21	17:00	渡瀬	—	12:04 15:36
三波	—	—	10:45	—	14:22	17:01	別所	—	12:05 15:37
地藏前	—	—	10:47	—	14:24	17:03	長尾	—	12:06 15:38
産霊橋	—	—	10:53	—	14:30	17:09	別所	—	12:08 15:40
特設分団消防庫	—	—	10:54	—	14:31	17:10	中芳賀野	—	12:09 15:41
野谷口	—	—	10:55	—	14:32	17:11	本芳賀野	—	12:10 15:42

運賃の目安

⑥ ⑬-2 ⑪ ⑮ ⑦ ⑪ ⑮ ⑨ ⑬ ⑧ ⑫ ⑩ ⑭ ⑨ ⑬
※小人運賃は大人運賃の半額です。

本芳賀野	ミニフレッシュ宮田店	糸井口	和田山駅	朝来市役所口	新町	玉置	イオン	JAファーマーズ	朝来医療センター	筒江東	安井口	野谷口
乗車	200	200	400	400	400	400	400	500	500	500	500	500
本芳賀野	ミニフレッシュ宮田店	糸井口	和田山駅	朝来市役所口	新町	玉置	イオン	JAファーマーズ	朝来医療センター	筒江東	安井口	野谷口
400	200	200	乗車	100	100	100	100	200	200	300	400	500
本芳賀野	ミニフレッシュ宮田店	糸井口	和田山駅	朝来市役所口	新町	玉置	イオン	JAファーマーズ	朝来医療センター	筒江東	安井口	野谷口
500	400	300	200	200	200	100	100	乗車	100	200	300	500
本芳賀野	ミニフレッシュ宮田店	糸井口	和田山駅	朝来市役所口	新町	玉置	イオン	JAファーマーズ	朝来医療センター	筒江東	安井口	野谷口
500	400	300	200	200	200	100	100	乗車	200	200	200	500

今後の朝来市公共交通会議の在り方について

資料 6

1. 現在の朝来市公共交通会議について

設置目的

二法協議会

<朝来市公共交通会議条例>

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な乗合バス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、朝来市公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

所掌事務

A:道路運送法 : 第1号～第3号

B:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 : 第4号～第6号

<朝来市公共交通会議条例>

第2条 交通会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|--|---|
| (1) 公共交通の在り方の協議に関すること。 | |
| (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃等の協議に関すること。 | A |
| (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。 | |
| (4) 計画の作成及び変更の協議に関すること。 | |
| (5) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。 | B |
| (6) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 | |
| (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 | |

今後の朝来市公共交通会議の在り方について

2. 朝来市地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画）について

- 計画期間：策定（令和3年）から5年間（令和7年3月31日まで）
- 今後の予定：今後は新たな計画は策定せず、但馬地域公共交通計画に統合。
（計画に関する協議等は、但馬地域公共交通活性化協議会で行う。）



- 現在の朝来市公共交通会議の設置目的及び所掌事務のうち、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議」が令和7年4月1日以降、消滅。



<前回会議における事務局提案>

- ◎地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく所掌事務
を条例から削除（条例改正）
- ◎道路運送法に基づく協議体として、朝来市公共交通会議を継続
- ◎構成委員は現朝来市公共交通会議を引き継ぐ

※条例改正は朝来市議会令和7年3月定例会で提案

平成30年10月 1 日

条例第21号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な乗合バス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な~~となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要~~な協議を行うため、朝来市公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共交通の在り方の協議に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃等の協議に関すること。
- (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- ~~(4) 計画の作成及び変更の協議に関すること。~~
- ~~(5) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。~~
- ~~(6) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。~~
- ~~(7)~~ (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者等の代表
- (3) 関係する公共交通事業者等の運転者が組織する団体の代表
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が交通会議の運営上必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(書面による審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 委員は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

朝来市デマンド型乗合交通（和田山・山東エリア）の運行に係る自家用有償旅客運送の登録申請に必要となる「地域公共交通会議等において調った協議内容」

（案）

【協議内容】

（１）路線又は運送の区域

朝来市和田山・山東地域全域

（２）旅客から収受する対価

①中学生以上 65 歳未満の方	4 0 0 円
②65 歳以上の方、小学生、身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳保持者、生活保護受給者	2 0 0 円
③小学生未満の方	無料
④回数乗車券（200 円券 22 枚）	4, 0 0 0 円
⑤高齢者等優待乗車カード「あこか」（デマンド型乗合交通専用）	
1 箇月	8 0 0 円
年 間	8, 0 0 0 円

（３）運送しようとする旅客の範囲

地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者